

平成30年度 指定障害福祉サービス事業者等に対する集団指導 次第

【通所・入所系事業】

場所：第4庁舎 2階ホール

日時：平成30年9月26日（水）

- | | | |
|---|-----------------|-----------|
| 1 | あいさつ | 9 : 3 0 |
| 2 | 説明 | |
| | (1) 指導、運営等について | |
| | (2) 請求事務等について | |
| | (3) 虐待対応について | |
| | (4) 相談支援の拡充について | |
| 3 | 事務連絡 | |
| 4 | 終了 | 1 2 : 0 0 |

平成30年度 指定障害福祉サービス事業者等に対する集団指導 次第

【通所・入所系事業】

場所：第4庁舎 2階ホール

日時：平成30年9月27日（木）

- | | | |
|---|-----------------|-----------|
| 1 | あいさつ | 9 : 3 0 |
| 2 | 説明 | |
| | (1) 指導、運営等について | |
| | (2) 請求事務等について | |
| | (3) 虐待対応について | |
| | (4) 相談支援の拡充について | |
| 3 | 事務連絡 | |
| 4 | 終了 | 1 2 : 0 0 |

平成30年度 障害福祉サービス事業所等集団指導 通所・入所

川崎市健康福祉局
障害保健福祉部障害計画課
事業者指定担当、事業者指導担当

1

目次

1. 指導・監査について
2. 指定基準について
3. 運営について
4. 必要な届出について
5. 共生型サービスについて
6. その他

2

1. 指導・監査について

3

1 指導・監査について

指導の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）及び関連法令等に基づいて、基本的事項の周知徹底をすることで、支援内容の質の確保及び、介護給付費等の支給の適正化を図ること。

4

1

指導・監査について

基本的な法令等

- ① 「川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」
(平成24年川崎市条例第69号。以下「基準」という。)
- ② 「川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例」
(平成24年川崎市条例第68号)
- ③ 「川崎市指定障害者支援施設の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」
(平成24年川崎市条例第71号)
- ④ 「川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例」
(平成24年川崎市条例第70号)
- ⑤ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
(平成18年厚生労働省告示第523号)
- ⑥ 「厚生労働大臣が定める一単位の単価」
(平成18年厚生労働省告示第539号)

5

1

指導・監査について

指導の実施

「川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律指定事業者等指導実施要綱」に基づき実施

● 集団指導

市指定事業者等に対して、指導事項等が生じた場合、適宜、指導内容に応じて集団を選定し実施する。

● 実地指導

市指定事業者等のうち、前年度において、実地指導を実施していない指定障害者支援施設設置者等を対象に実施する。

市指定事業者等のうち、前年度及び前々年度において、実地指導を実施していない指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者等及び指定特定相談支援事業者等を対象に実施する。

6

監査の実施

「川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律指定事業者等監査実施要綱」に基づき実施

● 監査

市指定事業者等の自立支援給付対象サービス等の内容等について障害者総合支援法に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は自立支援給付に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

2. 指定基準について

【人員基準における「常勤」とは】

事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする)に達していることをいいます。(※ 一部の例外あり)

【人員基準における「常勤換算」とは】

従業者のそれぞれの勤務時間数の総数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業者の員数に換算することです。

※勤務時間は休憩時間を除いた実労働時間です。

9

管理者の資格要件**○生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援**

以下のいずれかに該当する者

- ・社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者
- ・社会福祉事業に2年以上従事した者
- ・これらと同等以上の能力を有すると認められる者

○就労継続支援A型、就労継続支援B型

以下のいずれかに該当する者

- ・社会福祉法第19条各号のいずれかに該当する者
- ・社会福祉事業に2年以上従事した者
- ・企業を経営した経験を有する者
- ・これらと同等以上の能力を有すると認められる者

○就労定着支援、自立生活援助

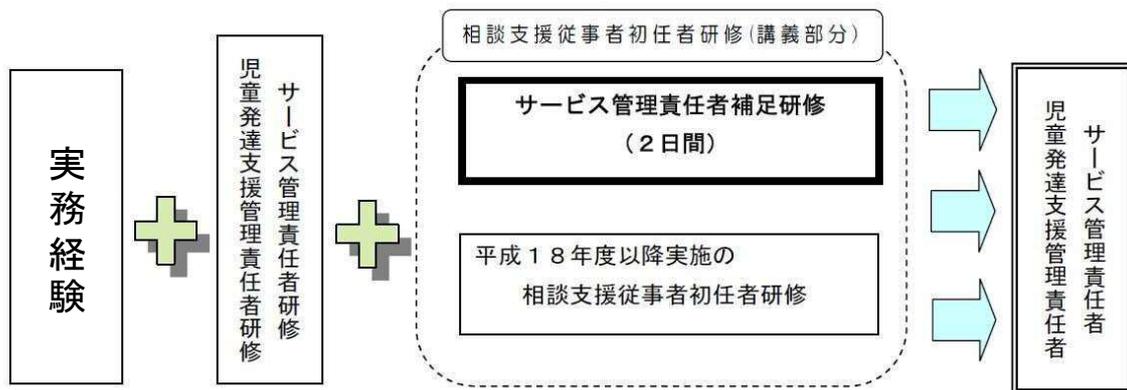
実施主体である障害福祉サービスと同様

10

2

指定基準について

(人員基準)



● 経過措置について

新規事業所の場合、事業開始後1年間は、実務経験者であるものについては、サービス管理責任者の研修修了の要件を満たしているものとみなす。

ただし、本経過措置は平成31年3月31日までの有期限であるため、平成30年4月1日以降に指定を受けた事業所については、平成31年3月31日までに限って研修要件を満たしているものとみなす。

※みなし期間中に研修を修了しなければサービス管理責任者不在となり減算の対象となる。

11

2

指定基準について

(人員基準)

実務経験に含めることが出来る業務

身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務(以下「直接支援の業務」という。)に従事した期間

「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」(平成18年厚生労働省告示第544号)

12

2

指定基準について

(人員基準)

生活介護

従業者	医師	日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
	看護職員	生活介護の単位ごとに、1人以上
	理学療法士 又は 作業療法士	利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数
	生活支援員	生活介護の単位ごとに、1人以上 (1人以上は常勤)
※ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算で、①～③までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ①～③までに掲げる数 ① 平均障害支援区分が4未満：利用者数を6で除した数以上 ② 平均障害支援区分が4以上5未満：利用者数を5で除した数以上 ③ 平均障害支援区分が5以上：利用者数を3で除した数以上		
	サービス管理責任者	・利用者数が60人以下：1人以上 ・利用者数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤
管理者	原則として管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)	

13

2

指定基準について

(人員基準)

就労移行支援

従業者	職業指導員 及び 生活支援員	・総数：常勤換算で、利用者数を6で除した数以上 ・職業指導員の数：1人以上 ・生活支援員の数：1人以上 ※ 1人以上は常勤
	就労支援員	常勤換算で、利用者数を15で除した数以上 (1人以上は常勤)
	サービス管理責任者	・利用者数が60人以下：1人以上 ・利用者数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤
管理者	原則として管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)	

14

2

指定基準について

(人員基準)

就労継続支援A型・B型

従業者	職業指導員 及び 生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・総数: 常勤換算で、利用者数を10で除した数以上 ・職業指導員の数: 1人以上 ・生活支援員の数: 1人以上 ※ 1人以上は常勤
	サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数が60人以下: 1人以上 ・利用者数が61人以上: 1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤
管理者	原則として管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)	

15

2

指定基準について

就労継続支援A型における指定基準について

■ 指定基準の見直しについて

① 就労継続支援A型計画の作成

⇒ 以下の内容を含めた就労継続支援A型計画を作成すること

- ・利用者の希望する業務内容、労働時間、賃金、一般就労の希望の有無等
- ・利用者の希望する生活や課題等を踏まえた短期目標、長期目標
- ・利用者の希望を実現するための具体的な支援方針、内容

② 利用者に支払う賃金について

・生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が利用者に支払う賃金の総額以上となること。

⇒ 収益性が悪く、改善の見込みがない場合は指定取消の事由となる。

③ 運営規程について

⇒ 以下の事項を運営規程に記載すること

- ・主な生産活動の内容、
- ・利用者の労働時間、月給、日給又は時間給

16

2 指定基準について

就労移行支援サービス費の見直しについて

当該年度の利用定員及び前年度の就労定着者の割合(当該年度の前年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の利用定員で除して得た割合をいう。)に応じ、基本報酬を算定する。

就労継続支援A型サービス費の見直しについて

当該指定就労継続支援A型事業所における人員配置及び前年度に雇用契約を締結していた利用者の1日の平均労働時間数に応じ、算定する。

就労継続支援B型サービス費の見直しについて

当該指定就労継続支援B型事業所における人員配置及び前年度の平均工賃月額に応じ、算定する。

17

2 指定基準について

就労定着支援

1. 基本方針

○指定就労定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を利用後、通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、3年間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2. 人員基準

従業者	就労定着支援員	・常勤換算で、利用者数を40で除した数以上
	サービス管理責任者	・利用者数が60人以下:1人以上 ・利用者数が61人以上:1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤
管理者	原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)	

3. 実施主体

○指定就労定着支援事業者は、過去3年間にわたり平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

4. 支援内容

○就労定着支援事業者は、利用者に対して、職場への定着及び就労の継続を図るため、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他必要な支援を提供しなければならない。

※利用者とは月に1回以上対面により支援を行うとともに、月に1回以上は企業訪問を行うよう努めなければならない。

18

2

指定基準について

自立生活援助

1. 基本方針

○指定自立生活援助の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

2. 人員基準

従業者	地域生活支援員	・自立生活援助事業所ごとに、1人以上 ・利用者数が25人又はその端数を増すごとに1人
	サービス管理責任者	・利用者数が30人以下:1人以上 ・利用者数が31人以上:1人に、利用者数が30人を超えて又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
管理者	原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)	

3. 実施主体

○指定自立生活援助は、指定障害福祉サービス事業者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。)、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者(法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。)でなければならない。

4. 支援内容

○指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。また、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

19

3. 運営について

3 運営について

実地指導で特に指摘の多い事項

- ① 個別支援計画の作成及び交付
- ② 契約書・重要事項説明書・運営規程
- ③ 請求・加算関係
- ④ その他

21

3 運営について

個別支援計画に関する指摘事項

- アセスメントシート、会議録等が保管されていない。
- サービス管理責任者が行うべき説明等を別の職員が行っている。
- 訂正を修正液を用いて行っている。
- 計画作成日と説明日(同意日)とが大きく乖離している。(3か月以上)
- 6月に1度(サービスによっては3月に1度)以上の頻度で見直しが行われていない。
- 入所後(利用契約後)、約半年間、計画が作成されていない。
- 作成日、説明日(同意日)等、日付の記入モレがある。

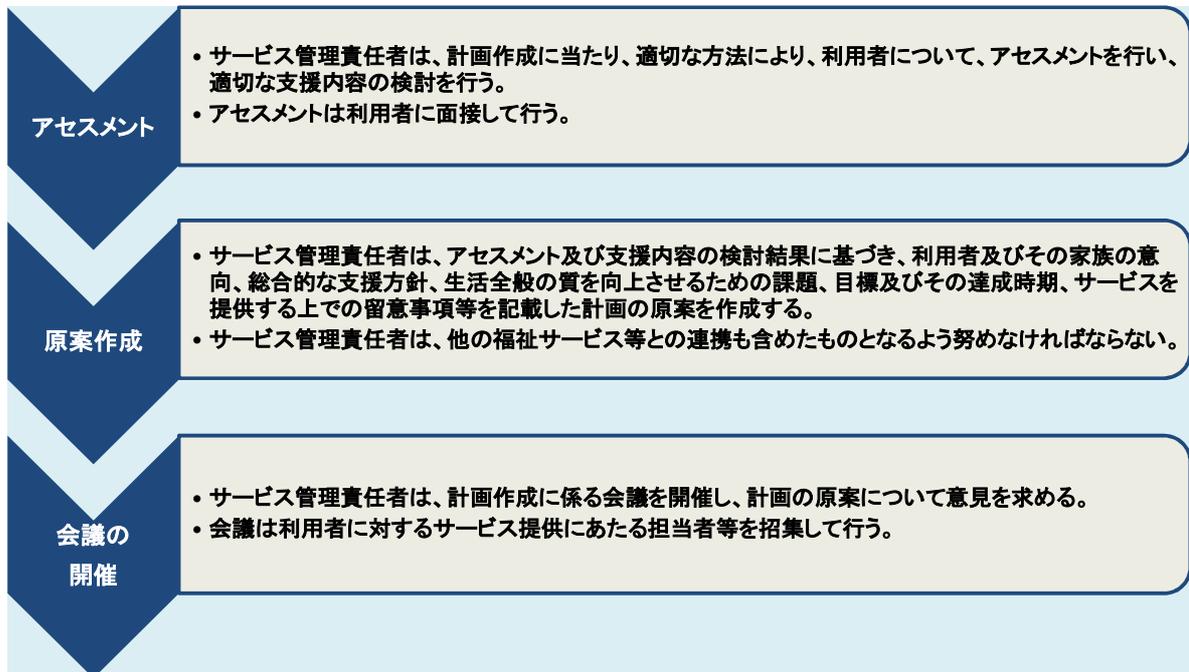
⇒ 基準や解釈通知に規定された方法に沿って、計画作成がされていない。

22

3

運営について

個別支援計画作成の流れ

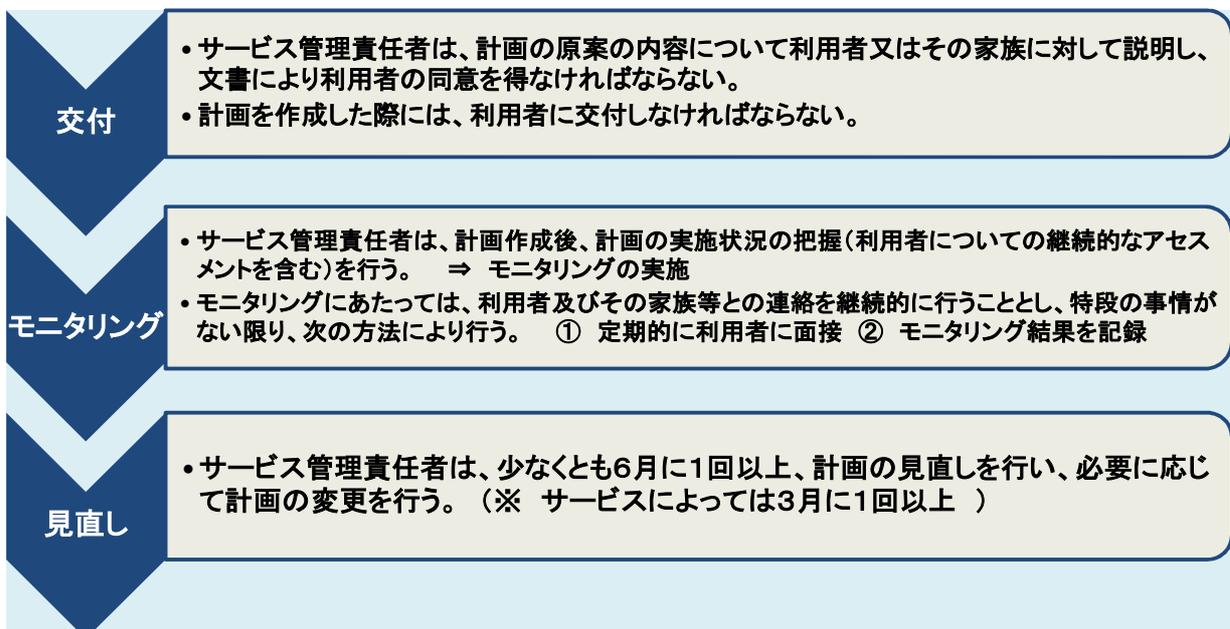


23

3

運営について

個別支援計画作成の流れ



24

3 運営について

運営規程・重要事項説明書・契約書に関する指摘事項

- 重要事項説明書に記載されている「主たる対象者」の記載について、運営規程と齟齬が見られる。
- 契約書の契約日の記入モレ、押印モレがある。
- 契約書、重要事項説明書の写しを利用者もしくはその保護者に渡していない。

・運営規程等、各種とりきめ等の間で齟齬が無いように見直すこと
・契約日の記入モレ、押印モレ等、モレが無いよう注意すること

25

3 運営について

計画の説明・同意及び交付について

個別支援計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければなりません。

個別支援計画には、利用者等への説明、同意、交付日等が確認できるよう、次のような記載をすることをお勧めします。なお、利用者等への説明はサービス管理責任者が行う必要があります。

【 例 】

個別支援計画

.....

上記計画について説明を受け、同意し、交付を受けました。

○年○月○日 利用者氏名 ○○ ○○ 印
説明者 ○○ ○○ 印

26

3 運営について

請求・加算関係の主な指摘事項

- ・欠席時対応加算の要件を満たしていない。
- ・リハビリテーション加算の要件を満たしていない。

【欠席時対応加算】

「電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録すること」という要件を満たす場合に算定可能

⇒利用者の状況の確認や相談援助を行っていないケースや記録がないケースが散見された。

【リハビリテーション加算】

「医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が指定生活介護を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録している」という要件等を満たす場合に算定可能。

⇒実際には生活支援員が理学療法士からの指示に基づき支援をしていたケースがあった。また、利用者の状況を医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が定期的に記録していることが客観的に確認できないケースがあった。

27

3 運営について

その他の指摘事項

- 虐待防止のための措置が講じられていない。
- 苦情受付体制・苦情対応について必要な措置が講じられていない。
- 人員基準上、必要な人員が配置されていない。

3 運営について

苦情受付体制・苦情対応についての主な指摘事項

- ・苦情対応について必要な措置が講じられていない。

【苦情対応についての必要な措置】

- ① 相談窓口の設置
: 苦情受付、相談受付窓口としての連絡先、担当者の明確化および設置
- ② 苦情解決の体制及び手順等の明確化
: どのメンバーで、どのような手順を経て苦情解決にあたるのかということの明確化

29

3 運営について

虐待・身体拘束についての主な指摘事項

- ・虐待防止のための措置が講じられていない。

【虐待防止のための措置】

- ① 虐待の防止に関する責任者の設置
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制の整備
- ④ 従業員に対する虐待の防止等を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)

「虐待防止のための措置」とは上記①～④を運営規程に定め、実行していくこと。

<参考>

「虐待防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、障害福祉サービス事業者においても、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置を講じることが基準条例上求められている。

30

3 運営について

非常災害対策について

(非常災害対策)

第72条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

万が一の事態に備え、対策を講じることが基準上、求められています。

31

3 運営について

過去の実地指導監査結果から

● 監査実施の実例(平成29年度から)

区分	共同生活援助	児童発達支援・放課後等デイサービス	福祉型児童発達支援センター・保育所等訪問支援・児童発達支援
結果	<ul style="list-style-type: none"> 管理者は、平成28年1月から平成29年9月に至るまで、指定事業所内で入居者14名から合計9,855,382円を横領していた。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援管理責任者が一切勤務していない月がある等の状況から、常勤専従の児童発達支援管理責任者を配置していないにもかかわらず、児童発達支援管理責任者欠如減算を行わず、障害児通所給付費を不正に請求、受領していた。 監査において、実際には勤務実態のない児童発達支援管理責任者が、勤務しているという勤務実績を提出し、虚偽の報告を行った、等。 	<ul style="list-style-type: none"> 配置が必須の児童発達支援管理責任者が退職し不在であったにもかかわらず、その届出をせず、かつ、児童発達支援計画の作成者の欄に退職した児童発達支援管理責任者名の印を押印するなどし、平成29年4月から平成30年2月までの期間に児童発達支援給付費等を不正に請求し、受領していた。
行政処分	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法第50条第1項第2号に該当するため、平成30年4月1日から指定の全部の効力を3月停止する処分を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法第21条の5の24第1項第5号、第6号及び第10号に該当するため、指定の全部の効力を6月停止する処分を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法第21条の5の24第1項第5号に該当するため、指定の全部の効力を3月停止する処分を行った。

32

4. 必要な届出について

33

4 必要な届出について

変更の届出

届け出ている内容に変更が生じた場合、変更の日から10日以内に届け出る必要があります。

※事業所の定員増や移転を行う場合は、人員基準等を確認するために、前月15日までに届け出る必要があります。届出の際は、必ず事前に御相談ください。

各種加算・減算に変更がある場合

「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」を提出する必要があります。

○ 加算の算定の場合

算定を開始する月の前月15日までに提出をする必要があります。

※福祉・介護職員処遇改善(特別)加算を算定する場合は、「福祉・介護職員処遇改善(特別)加算届出書」を算定する月の前々月末までに提出する必要があります。

○ 加算の要件を満たさない場合

要件を満たさなくなった日から算定できませんので、速やかに届出をする必要があります。

34

4

必要な届出について

廃止・休止の届出

- ・廃止、休止の場合 ⇒ 廃止、休止の1か月前までに提出
- ・再開の場合 ⇒ 人員基準を確認する為に、前月15日までに届出

※ 必ず事前に御相談ください。

※ 詳細は以下の掲載先を御参照ください。

変更(廃止・休止)の届出 資料等掲載先

必要書類は以下を御確認ください。

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/library/L_Result.asp?category=133&topid=3
(「障害福祉情報サービスかながわ」⇒「書式ライブラリ」⇒「3. 川崎市からのお知らせ」 ⇒「5. 変更(休止・廃止)の届出」⇒「1. 障害者総合支援法に基づく事業所、施設」)

35

4

必要な届出について

● 事故報告について

サービス提供中に事故が発生した場合には、当該利用者の家族、川崎市、各区役所等に連絡をとり、必要な措置を講じる必要があります。

● 根拠

基準第41条(準用)

● 報告先

報告先	事故内容
川崎市	1 通院を要する怪我、2 死亡、3 骨折、4 誤嚥、5 食中毒、6 感染症 7 所在不明、8 職員の法令違反・不祥事、8 その他必要と認められる事故
各区役所	上記の内容を、支給決定を行った市町村に報告

● 様式等について

「事故報告書様式」および事故報告の手順等について定めた「事故報告取扱要領」につきましては、以下掲載先からご確認ください。

「障害福祉情報サービスかながわ」⇒「書式ライブラリ」⇒「3. 川崎市からのお知らせ」
⇒「10. 各種様式(請求・事故報告関連)」⇒「1. 共通」⇒「2017/03/23付」

36

5. 共生型サービスについて

37

5 共生型サービスについて

共生型サービスとは

- 介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所がもう一方の制度における指定を受けやすくするもの（もう一方の制度の基準を満たすために新たに設備を設けたり、支援職員を配置することを要さない）
- ・障害のある利用者（障害福祉サービスの利用者）が65歳以上になっても使いなれた事業所のサービスが利用しやすくなる
- ・福祉事業所が少ない地域で、限られた人材をうまく活用しながら多様なニーズに対応できるといったメリットが考えられる。

報酬について

- 本来的な指定基準を満たすわけではないため、本来の報酬単価とは区別される
- 各加算については、算定要件を満たした場合に算定できる
- 当該サービスの専門職員の配置や地域交流の場の提供等の実施を加算で評価

38

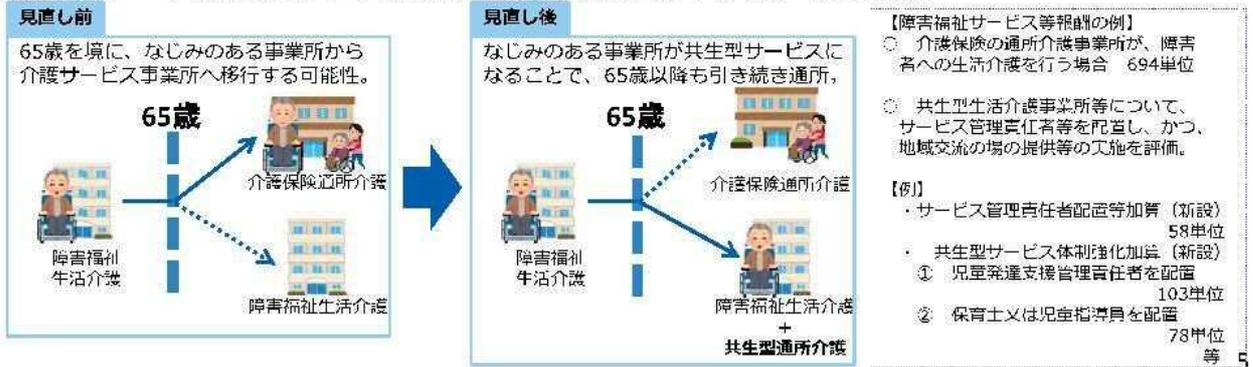
共生型サービスの基準・報酬の設定

○ 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

○介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）



○障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）



5 共生型サービスについて

介護保険事業所、障害児通所支援事業所が共生型として障害福祉サービスを行う場合

共生型障害福祉サービスの種類	共生型障害福祉サービスの指定を受けられる事業所	
	介護保険事業所	障害児通所支援事業所
共生型居宅介護	訪問介護	—
共生型重度訪問介護	訪問介護	—
共生型生活介護	通所介護 地域密着型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	児童発達支援 放課後等デイサービス
共生型短期入所	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	—
共生型自立訓練 (機能訓練)	通所介護 地域密着型通所介護	—
共生型自立訓練 (生活訓練)	小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模居宅介護	

5

共生型サービスについて

介護保険事業所、障害福祉サービス事業所が共生型として障害児通所支援を行う場合

共生型障害児通所支援の種類	共生型障害児通所支援の指定を受けられる事業所	
	介護保険事業所	障害福祉サービス事業所
共生型児童発達支援 共生型放課後等デイサービス	通所介護 地域密着型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	生活介護

障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所が共生型として介護保険サービスを行う場合

共生型介護保険サービスの種類	共生型(介護保険サービス)の指定を受けられる 障害福祉事業所／障害児通所支援事業所	
共生型訪問介護	居宅介護 重度訪問介護	
共生型通所介護	生活介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 児童発達支援 放課後等デイサービス	
共生型短期入所生活介護	短期入所(障害者支援施設の併設型及び空床利用型に限る)	

41

6. その他

不正事案の発生防止を目的とし、事業運営の適正化を図るための体制の整備を事業者に対して求めるものです。具体的には以下のとおりです。

「法令遵守責任者」を定める

- 事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者
- 全事業者が対象

「法令遵守規程」を整備

- 法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したもの
- 事業所数が20以上の事業者が対象

「業務執行の状況の監査」を実施

- 外部監査等を実施するもの
- 事業所数が100以上の事業者が対象

◆ より詳しい内容は、以下に資料を掲載しておりますのでご確認ください。

「障害福祉情報サービスかながわ」⇒「書式ライブラリ」⇒「3. 川崎市からのお知らせ」⇒「11. 業務管理体制の整備に関するお知らせ」

重要なお知らせ等の配信について

各種研修や制度改正等に関する情報はインターネットサイト「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載するとともに、同サイトにご登録頂いているアドレス宛に、メールを送信することで周知を図っております。

同サイトにメールアドレス登録がまだお済みで無い場合、または、登録の状況が「仮登録」の場合はメールが送信されません。以下記載の場所に掲載されている手順等をご確認いただき、早急にご登録をお願い致します。

<メールアドレス登録に関する手順の掲載先>

・「障害福祉情報サービスかながわ」⇒「書式ライブラリ」⇒「10. 利用マニュアル・振興会からのお知らせ等」⇒「操作マニュアル」⇒「2013/06/18付け」

<問合せ先>

・社団法人かながわ福祉サービス振興会情報活用課 ID・パスワード担当
電話：045-680-5686

・請求事務について

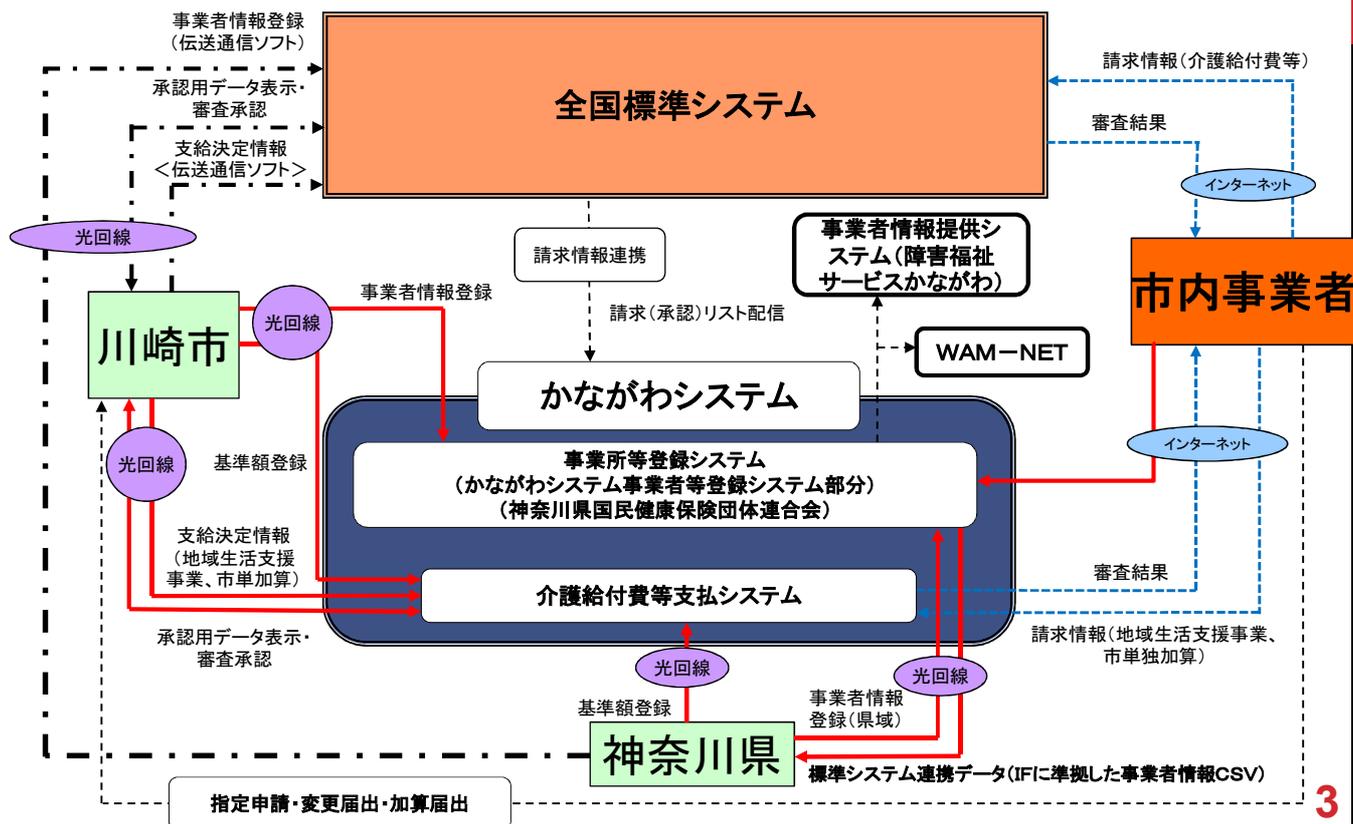
障害計画課給付係
平成30年9月日()

1

共通・一般的事項

2

神奈川県・川崎市の支払システム概要図



3

全国標準システムとかながわシステムの比較

	全国標準システム	かながわシステム
請求内容	法定給付費	地域生活支援事業等
請求期間	毎月1～10日	毎月1～10日(最終日は17時まで)
請求期間内のエラーチェック	原則、毎月5～9日の間に2回仮審査がある	請求期間内は毎晩チェックがかかり、翌日には結果が確認できる
同一請求期間内に請求情報を複数回送信(登録)した場合	【先勝ち】 最初に送信した請求情報が残り、後から送信した請求情報は受け付けられず、重複エラーとなる。 ⇒Aさん、Bさん、Cさんの請求情報を送信した後にDさんの請求情報を送信した場合、Dさんの請求情報のみ受け付けられ、Aさん(修正)、Bさん、Cさんの請求情報は重複エラーにより受け付けられない。	【上書き】 後から登録した情報に上書きされる。 ⇒Aさん、Bさん、Cさんの請求情報を登録した後にDさんの請求情報を登録した場合、Dさんの請求情報のみ登録され、Aさん、Bさん、Cさんの請求情報は消えてしまう。
エラー等	アルファベット2文字+算用数字2桁 例)EG31、PP19	算用数字4桁 例)9562、9560

4

報酬の基準

○ 報酬及び加算の基準

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)

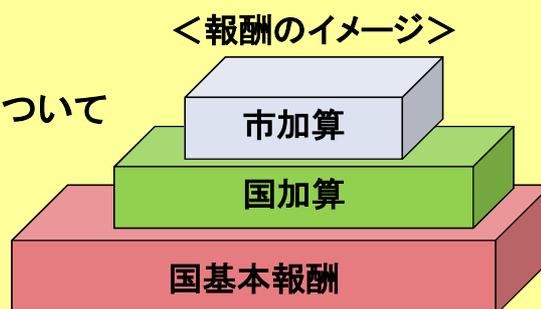
⇒ 【報酬告示】

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)

⇒ 【留意事項通知】

- 介護給付費等に係る支給決定事務等について
(平成30年4月1日 最終改正)

⇒ 【事務処理要領】



5

過誤申立・請求取下について①

- 過誤取消とは、既に承認済みの請求を取消すことです。
- 請求取下とは、当月の請求(未承認)を取消すことです。
- 過誤申立と請求取下は用紙を分けて作成してください。
- 過誤は3日まで、取下は20日までに申立ててください。
- 件数が大量(30件以上)にある場合はあらかじめ御連絡ください。
- 「全国システムの請求」又は「かながわシステムの請求のみ」に必ずチェックを入れてください。
- 過誤申立をした場合は処理月にできるだけ再請求してください。
- 「全国システム」の過誤・取下の場合は「かながわシステム」も併せて過誤・取下されますので、御注意ください。
- 過誤申立書様式は「障害福祉情報サービスかながわ」>「書式ライブラリ」>「3. 川崎市からのお知らせ」>「10. 各種様式」>「2. 請求等に関する様式」>「2018/07/11付け『過誤申立書(30年08月受付分以降版)』」を御参照ください。

6

過誤申立・請求取下について②

注意事項

- 過誤申立により起きること
過誤申立により承認された請求は、その全てが取り消されます。

	8月請求分		9月請求分
①請求額	30,000円	誤った加算を算定⇒30,000円ではなく、27,000円が正しい。	27,000円+27,000円
②過誤申立額			30,000円
支払額 (①-②)	30,000円		24,000円

過誤申立により8月請求分が取り消され「-30,000円」となり、過誤を申し立てた8月請求分を正しい請求額である「27,000円」で再請求することにより、見かけ上誤った加算分が差し引かれた金額が支払われます。
⇒過誤申立は、誤請求部分のみを減じるものではありません。

7

過誤申立・請求取下について③

注意事項

- 再請求の必要性: 同じ状況で、再請求をしなかった場合

	8月請求分		9月請求分
①請求額	30,000円	誤った加算を算定⇒30,000円ではなく、27,000円が正しい。	27,000円
②過誤申立額			30,000円
支払額 (①-②)	30,000円		- 3,000円

- 過誤申立を行った金額よりも、9月請求分の金額が低いため、過誤申立額の相殺ができません。
- この場合、国保連より差額(-3,000円)について、納付書を用いて納めるよう連絡があります。(期限は翌月事業所支払日(15日)の前々日)
⇒再請求について留意することと、大量の過誤申立については
⇒ 予め当課までご相談ください。

8

過誤申立・請求取下の申立方法について

これまで過誤申立・請求取下の受付方法はFAXとしてきましたが、今年度12月より電子申請(ネット窓口かわさき)による受付へと、運用を変更いたします。

なお、FAXによる受付並行期間等は以下のとおりです。

■ 並行受付期間

平成30年11月30日まで ⇒FAXと電子申請どちらでも申立可能です。
※どちらか一方のみで申立てください。

■ 電子申請のみの受付

平成30年12月1日から ⇒電子申請のみの受付といたします。

※電子申請を行う上での手続き方法等は、以下のサイトに掲載しております。

「障害福祉情報サービスかながわ」>「書式ライブラリ」>「3. 川崎市からのお知らせ」>「10. 各種様式」>「2. 請求等に関する様式」

> 2018/07/11「ネット窓口かわさき登録案内」

ただし、市外事業所についてはFAXによる受付も継続いたします。

9

サービス提供実績記録票提出について

- 提出いただくのは実績記録票の写し(コピー)です(原本は他の請求書類と併せて事業所で5年間、保存してください)。請求書、明細書、鑑文等は不要です(保管場所の都合上、明らかに原本でない場合等は破棄させていただきます)。
- 毎月11日必着(11日が閉庁日の場合は翌開庁日)で当課へ提出してください。
- サービス提供毎に、その都度、受給者の確認が必要な書類です。
- 審査においては実績記録票(紙)を正として取扱います。
- 御提出の際は、事業所番号ごと、受給者証番号順にしてください。
- 本市が作成した様式を使用してください。
- その他、留意事項、お願い等は「障害福祉情報サービスかながわ」>「書式ライブラリ」>「3. 川崎市からのお知らせ」>「10. 各種様式」>「2. 請求等に関する様式」>「2018/06/14付け『サービス提供実績記録票について』」を御参照ください。

10

施設系障害福祉サービスについて

11

施設系サービスの種類、内容及び対象者について①

【療養介護】

「療養介護」とは、主に昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の世話をを行う。(法第5条6項)

【対象者】

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者

- ①気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が6の者
- ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が5以上の者 等。

12

施設系サービスの種類、内容及び対象者について②

【生活介護】

「生活介護」とは、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活の支援等を行う。(法第5条7項)

【対象者】

地域や入所支援において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者。

- ①障害支援区分が3以上(障害者入所施設入所者においては4以上)である者。
- ②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が2以上(障害者入所施設入所者においては3以上)である者。
- ③障害者支援施設に入所する者であって、対象障害支援区分より低い者のうち、サービス等利用計画案の作成を経た上で、市町村が利用の必要性を認めた者。

13

施設系サービスの種類、内容及び対象者について③

【短期入所】

「短期入所」とは、居宅において介護を行うものが疾病等の理由により、障害者支援施設等へ短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設へ短期間の入所をさせ、入浴や排せつの介護等必要な支援を行う。(法第5条第8項)

【対象者】

- ①障害支援区分が1以上である障害者。
- ②障害児に必要とされる支援の度合いに応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児。

○ 長期（連続）利用日数の上限設定

長期（連続）利用日数については、介護保険サービスの短期入所生活介護と同様に、30日までを限度とします。ただし、現在利用している者については、1年間の猶予期間が設けられます。

なお、連続して30日利用した後、1日以上利用しない期間があれば、再度連続した30日以内の利用は可能としますが、短期利用加算は年間利用日数の初期の30日のみ算定を認められます。

14

○ 福祉型短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設

医療的ケアが必要な障害児者の受入れを積極的に支援するため、短期入所の新たな報酬区分として、「福祉型強化短期入所サービス費」が創設されました。なお、受入の体制を強化する場合の評価として、医療的ケア対応支援加算、重度児者対応支援加算、常勤看護職員等配置加算が創設されました。

【算定要件】

次の判定スコアのいずれかに該当する者等を支援するために、看護職員を常勤で1以上配置する場合。

判定スコア	(7) IVH
(1) レスピレーター管理	(8) 経管（経鼻・胃ろう含む）
(2) 気管内挿管、気管切開	(9) 腸ろう・腸管栄養
(3) 鼻咽頭エアウェイ	(10) 接続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）
(4) 酸素吸入	(11) 継続する透析（腹膜灌流を含む）
(5) 6回/日以上以上の頻回の吸引	(12) 定期導尿（3/日以上）
(6) ネプライザー6回/日以上又は継続使用	(13) 人工肛門

施設系サービスの種類、内容及び対象者について④

【自立訓練】

「自立訓練」とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。（法第5条第12項）

※改正点

各訓練ともに障害の区別なく利用が可能になり、視覚障害者に対する歩行訓練等が生活訓練としても実施できるようになった。

【自立訓練（機能訓練）】

「自立訓練（機能訓練）」とは、障害者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

【対象者】

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な者。具体的には次のような例

- ①入所施設・病院を退所等したものであって、地域生活への移行を図る上で身体機能の維持回復等の支援が必要な者
- ②特別支援学校を卒業したものであって、地域生活を営む上で、身体機能の維持回復等の支援が必要な者 等

【自立訓練(生活訓練)】

「自立訓練(生活訓練)」とは、障害者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行う。

【対象者】

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例

- ①入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
- ②特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等

【宿泊型自立訓練】

「宿泊型自立訓練」とは、障害者につき、居室その他設備を利用するとともに家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う

【対象者】

自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な者

17

施設系サービスの種類、内容及び対象者について⑤

【就労移行支援】

「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき行われる、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のための必要な相談その他必要な支援(法第5条第13項)

【対象者】

- ①就労を希望するものであって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な者
- ②あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する者

※改正点

これまでは、対象が65歳未満であったが、65歳に達する前日において就労移行支援を行っていた場合は、65歳以上の者も対象となった。

施設系サービスの種類、内容及び対象者について⑥

【就労継続支援A型】

「就労継続支援A型」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う(法第5条第14項)

【対象者】

企業等に就職することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な者。具体的には次のような例があげられる。

- ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった者。
- ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった者。
- ③企業等を離職した者等就労経験がある者で、現に雇用関係がない者。

【改正点】

○これまでは、対象が65歳未満であったが、65歳に達する前日において就労継続支援A型を行っている場合は、65歳以上の者も対象となった。

○報酬が、事業所における人員配置と合わせて、前年度に雇用契約を締結していた利用者の1日の平均労働時間数に応じて算定することとなりました。

19

施設系サービスの種類、内容及び対象者について⑦

【就労継続支援B型】

「就労継続支援B型」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。(法第5条第14項)

【対象者】

就労移行支援事業所等を利用したが一般企業等の雇用には結びつかない者や、一定年齢に達している者であって、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には以下のような者があげられる。

- ①就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となったもの。
- ②50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者。
- ③①及び②のいずれにも該当しないものであって、就労移行支援事業所によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者。
- ④障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画書の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者。

【改正点】○報酬の算定要件に、事業所における人員配置と合わせて、前年度の平均工賃月額に応じて算定することとなりました。

20

施設系サービスの種類、内容及び対象者について⑧

【就労定着支援】※新設

「就労定着支援」とは、障害者との相談を通じて、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施(法第5条15項)

【対象者】

就労移行支援又は就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題(生活リズム、体調の管理、給料の浪費等)が生じている者。
※就労開始より6か月経過後(6か月経過日の翌日より開始可能)、3年6か月未満の者

【算定要件等】

- ・利用者との対面による支援を月1回以上行うことを算定要件とする。
- ・生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、一般就労した障害者の職場定着を促進するため、就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数(雇用された通常の事業所での就労が継続している者の数)の割合)に応じた基本報酬とする。
- ・また、利用者数の規模の応じた報酬設定とする。

【サービスの併給について】

就労定着支援は自立生活援助における支援内容の範囲をまかなえることから、自立生活援助との併給は認めないこととする。また、新たに生活に関する訓練を行うことは想定されないことから、訪問型自立訓練(生活訓練)との併給は認めないこととする。

21

○ 加算

ア 利用期間終了後の就労定着実績に応じた評価

就労定着支援のサービス利用終了者が、雇用された通常の事業所に継続して雇用されるよう、就労定着支援事業者はサービス利用終了者が登録している障害者就業・生活支援センター等の要請に応じて必要な協力を行う必要があることから、サービス利用終了者のうち、雇用された通常の事業所に3年6月以上6年6月未満の期間継続して就労している者の割合が7割以上の事業所を評価する加算を創設。

就労定着実績体制加算(新設) 300単位/月

イ 就労定着を促進するための評価

障害者の職場定着をより促進するため、職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修を修了した者を、就労定着支援員として配置している事業所を評価する加算を創設。

職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算(新設) 120単位/月

ウ 特別地域加算

中山間地域等に居住する利用者の居宅訪問については、移動コストを勘案することとし、特別地域加算を創設。

特別地域加算(新設) 240単位/月

22

受給者証の確認部分②

(七) 計画相談支援給付費の支給内容		(八) 利用者負担に関する事項	
支給期間	指定特定相談支援事業所名	負担上限月額	
モニタリング期間		適用期間	平成27年 9月 1日から平成28年 8月31日
予備欄		食事提供体制加算対象者	
		適用期間	
		利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
		利用者負担上限額管理事業所名	
		特記事項欄	
		予備欄	
(七) 特定障害者特別給付費の支給内容			
施設入所支援			
支給額	258 円/日		
適用期間	平成27年 9月 1日から平成28年 8月31日まで		
共同生活援助又は重度障	援		
支給額			
適用期間			
予備欄			

- ⑦ 相談支援の決定
- ⑧ 上限額管理対象
- ⑨ 特記事項欄
- ⑩ 特定障害者特別給付費

受給者証の確認内容③

相談支援の支給決定がある(⑦)

相談支援事業所が受給者の支援計画を作成します。そのため利用の契約等を行う前に相談支援事業所に連絡をしてください。支援計画に基づいた、契約を行う必要があります。

上限管理事業所が決定されている(⑧)

利用者の自己負担額が上限月額以上とならないよう、決定されています。上限額管理をする上で、上限額管理事業所は利用事業所について把握する必要があります。そのため、他事業所が上限管理事業所の場合は、まず先方にご連絡してください。なお以下の順序に従い、上限額管理事業所は決定されます。

居住系 > 計画相談事業所(モニタリングが毎月の場合) > 日中活動系 > 訪問系 > 短期入所

支給市町村名(②)

「受給者証発行区役所」

- ◆ 支給市町村名の欄下部に印字してある「～保健福祉センター」が、受給者証発行区役所になります。担当ケースワーカー等に連絡を取りたい場合は、発行区役所を確認し、受給者証(十三)面の「お問い合わせ先」から該当の区役所まで、ご連絡してください。

「市町村番号」

- ◆ 支給市町村名の欄上部に、市町村番号が印字してあります。請求時に必ず必要となりますので、確認をしてください。

サービス提供実績記録票①

【実績記録票の役割】

受給者確認の記録

当該日についての記録票記載の提供サービス内容について、受給者の合意を記録するものになります。サービス提供時間や、送迎について、書面と実際が相違ないことを受給者が確認したことを示しています。

提供日毎に、受給者に実施内容と実績票内容が一致していることを説明し、受給者の確認を得てください。これは提供日毎に行うもので、月の最後にまとめて行うことはできません。なお入院、外泊、欠席等された場合で事業所の利用がなかった場合でも、これらに係る加算を算定する場合にはその旨を記載するとともに、利用者の確認が必要になります。

時間の記録

訪問支援特別加算等については、実施した時間数によって加算額が異なるため実績記録票備考欄に実施した時間を記載してください。

また実施時間を記録しないと算定できない加算もあるので、必ず実施時間を記録するようにしてください。

27

サービス提供実績記録票②

欠席時対応加算(当該加算の詳細は後述)

利用予定日の2営業日前から当日までに欠席連絡があった場合に算定可能な加算。連絡を受けた日より算定の可否が変わるので、必ず連絡受理日を実績記録票に記載してください。また、利用者又はその家族等との連絡調整やその他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録する必要があります。なお、欠席時対応加算を算定した日に、他事業所を利用した場合には重複提供になります。同一日に複数事業所の利用はできないため、一方の事業所が重複日に請求ができなくなります。

延長支援加算(当該加算の詳細は後述)

体制届で、延長支援を行うことを届出する必要があります。また運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、かつ利用者に対して当該営業時間外にサービスを提供した場合に算定が可能となりますが、延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、この理由が個別支援計画に記載されている必要があります。当該加算対象となった日については実績記録票備考欄に記載してください。

施設外支援・施設外就労支援加算(当該加算の詳細は後述)

事業所とは別の場所で行われる支援。企業内等で行われる企業実習への支援、企業から請け負った作業を企業内で行う支援等の場合においても、実績記録票備考欄に算定する加算名称を記載し、受給者の確認を受けてください。

28

上限額管理の概要①

障害福祉サービスの利用に係る利用者負担については、受給者の所得等の状況に応じて負担上限月額を設けることとし、当該負担上限月額を超えて利用者負担を支払う必要がないこととしています。

これに伴い、一月当たりの利用者負担額が負担上限月額を超過することが予測される者については、利用者負担上限管理者として上限管理事業所を設定し、利用者負担額の上限管理事務を行います。

上限額管理事業所は以下の順序に基づき設定されます。

- ①居住系サービス提供事業所
- ②計画相談支援における、モニタリング期間が「毎月ごと」である場合は相談支援事業所
- ③日中活動系サービス提供事業所
- ④訪問系サービス提供事業所
- ⑤短期入所提供事業所
- ⑥共同生活援助サービスの他県利用があった場合の、体験利用提供事業所

上限管理の結果、利用者負担額が負担上限月額を超えている場合、上限額管理事業所が先ず負担額を徴収し、利用者負担上限額管理結果票に基づき、利用者負担額を徴収します。

【上限額管理事業所になった場合】

- ◆ 他事業所の総費用額や利用者負担額についての情報を徴収します。
- ◆ 上限管理結果票を作成し、個々の事業所がいくら請求すればよいのかを伝えます。「利用者負担上限額管理結果票の送付」
- ◆ この結果を受けて、各々の事業所は請求を行います。

【上限額管理を受ける場合】

- ◆ 受給者証を確認し、上限額管理事業所欄に他事業所名が記載されていた場合は、上限管理事業所に連絡し、上限管理事業所が関知していない事業所にならないようにします。
- ◆ 毎月3日（サービス提供月の翌月3日）までに事業所番号単位で利用者負担額を算出して、受給者証に記載された上限管理事業所に利用者負担額一覧表を提供します。
- ◆ 上限管理事業所から上限額管理結果の連絡があるので、上限管理結果に基づき請求します。

29

上限額管理の概要②

本市では就労移行支援及び就労継続支援B型の利用者を対象に、自己負担軽減加算を行っています。加算対象となる受給者の上限額管理が必要となった場合には、以下の通りに利用者自己負担額の減免を行ってください。

- ①上限額管理結果票を作成してください。
- ②自己負担軽減加算対象事業所分の自己負担額について、自己負担軽減加算対象となります。

【上限額管理を受ける場合】

※上限額管理事業所のみで、上限月額に達しない場合

上限月額 4,600円	A事業所 (GH)	B事業所 (就B)	計
総費用額	37,000	25,000	62,000
総費用額の一割	3,700	2,500	6,200
管理結果額	3,700	900	4,600

枠内の900円分について、自己負担軽減加算の対象となります。

上限月額 4,600円	A事業所 (GH)	B事業所 (就B)	計
総費用額	58,000	25,000	62,000
総費用額の一割	5,800	2,500	6,200
管理結果額	4,600	0	4,600

自己負担軽減加算対象額は0円となります。

通常の上限額管理方法通りに上限額管理事業所に総費用額等の報告を行い、その後上限額管理事業所より割り振られた利用者自己負担額を自己負担軽減加算により、「0円」としてください。

⇒「自己負担軽減加算により減免されるから、0円で上限額管理事業所に報告する。」は、誤りです。

30

上限額管理の概要③

【上限額管理事業所になった場合】

※上限額管理事業所のみで、上限月額に達しない場合

上限月額 4,600円	B事業所 (就B)	C事業所 (短期入 所)	計
総費用額	37,000	25,000	62,000
総費用額の一割	3,700	2,500	6,200
管理結果額	3,700	900	4,600

枠内の3,700円分について、自己負担軽減加算の対象となります。

上限月額 4,600円	B事業所 (就B)	C事業所 (短期入 所)	計
総費用額	58,000	25,000	62,000
総費用額の一割	5,800	2,500	6,200
管理結果額	4,600	0	4,600

自己負担軽減加算対象額は4,600円となります。

自事業所利用分については、一旦減免が無いものとして上限額管理結果票を作成し、その後自事業所利用分の利用者自己負担額について減免を行ってください。
⇒自事業所利用者自己負担額を、最初から「0円」とし、他の事業所に利用者自己負担額を、割り振るのは**誤り**です。

請求について

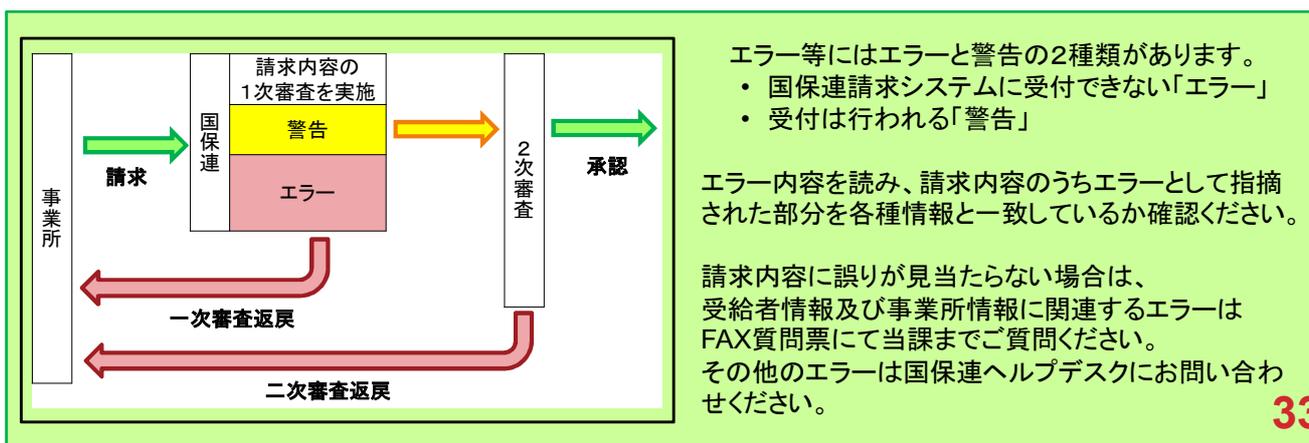
エラー等の確認方法と種類

【エラー等の確認方法】

- ・ 請求期間中、原則2回の仮審査が国保連により実施されます。
- ・ 仮審査で請求情報に不備がありエラー等が発生した場合には、当該請求内容を請求期間中に見直すことが可能です。

【エラー等の種類】

- ・ エラーには請求自体が受付られていない「エラー」と、請求は受付られたが内容に不備等があり市町村による確認が必要となる「警告」があります。
- ・ エラー内容が「※、▲、★」で始まるものは警告です。



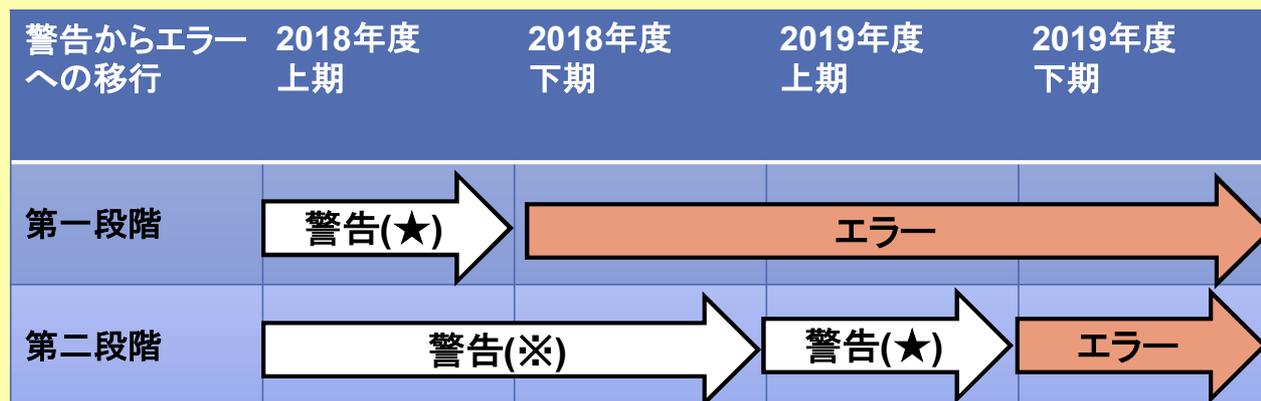
一次審査におけるチェックの拡充・強化等について

【警告からエラーへの移行】

- ・ 2018年度下期を第一段階、2019年度下期を第二段階として、今まで警告だった内容がエラーへと移行します。
- ・ エラーへ移行する警告については「★」がエラーメッセージの先頭に付与されています。

【移行予定スケジュール】

- ・ 2018年から3年間に渡り移行が予定されており、上期にエラーへ移行する警告については「※」が「★」となり、下期から「★」についてはエラーとなります。



エラー等が起きる原因①

【エラー等が発生する主な原因】

- ①事業所情報と請求情報の不一致
- ②受給者情報と請求情報の不一致
- ③請求情報と請求情報の不一致

【①事業所情報と請求情報の不一致】

原因 ➡ 体制届との不一致

例えば、

- ・処遇改善加算の請求区分が異なる。

エラー内容は、体制届上の区分を正しいものとしてエラーと判断します。

よってエラー内容に記されている「～と異なります。」という部分に着目して、請求を修正してください。

請求内容について誤りがない場合は、システム登録上の体制届に相違が生じていますので、まずはオンラインで事業所登録情報の確認をしてください。実際の届出とオンラインの登録情報が異なる場合には、FAX質問票にて当課までご質問ください。

35

エラー等が起きる原因②

【②受給者情報と請求情報の不一致】

原因 ➡ 受給者情報との不一致

例えば、

- ・決定支援種類の異なる請求となっている。
- ・上限月額が異なる。
- ・受給者番号が異なる。
- ・障害支援区分の再認定時に利用するサービスが変わっていた。

エラー内容は国保連登録上の受給者情報を正しいものとしてエラーと判断します。

このエラーが発生した際には、受給者証の内容と入力内容が一致しているかを確認してください。

受給者番号、上限管理事業所番号、上限額、請求コード等、簡単なように思える数字の入力ミスが散見されます。特に区番号の入力ミスが相当数ありますので注意してください。

【③請求情報と請求情報の不一致】

原因 ➡ 請求内容での不一致

このエラーの詳細は国保連へ問い合わせることが多いケースになります。

例えば、

- ・上限管理なしの明細だが、上限額管理結果票がある。
- ・福祉型短期入所の明細だが、医療型短期入所の実績票を入力。

エラー内容は請求情報における不一致について、エラーと判断します。

請求システム入力上の誤りが原因の大半と見込まれます。サービスコードの入力ミスや項目入力漏れ等が散見されますので、注意してください。

36

標準システムでよくあるエラーとその対応

○請求明細エラーコード			
コード	メッセージ	原因	対応方法
ECO1	該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています	同一月の請求情報に、受給者番号・提供月が同一のデータが複数ある	後から送信したデータを有効にしたいのならば、先に送信したデータを取り下げてから送信し直す。先に送信したデータが正しければ対処する必要なし。
EDO1	該当の請求情報は既に支払確定済です	既承認済みの請求データと同一の受給者番号・提供月・事業所番号の請求データ送信している	期限までに過誤申し立てしていれば対処する必要なし。していなければ、過誤申し立て書を当該課に送信する(毎月3日受付分まで当月請求時に処理するため、仮点検で当該エラーが生じた場合は次月まで請求できない)。
EGO2	受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定情報が登録されていません	国保連台帳に、入力された受給者証番号の登録がない	最新の受給者証を確認する。 区番号を確認する。 市内転居等で居住区が変わった場合に注意が必要。
EG12	受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の利用者負担上限月額情報が登録されていません	①既に支給決定が終了したサービスの請求をしている、②受給者証が更新されていない、③契約情報に終了したサービスの情報が残っている	①②最新の受給者証を確認し、支給決定内容と請求情報の差異を確認。内容に疑義がある場合や支給期間が終了している場合は所管区に相談する。③は契約情報入力に既に支給決定が終了したサービスの情報が残っている(契約終了日の入力がない)場合に生じることがあるので、確認する。
EG13	受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません		
PP19	実績記録票に該当するサービスが明細書にありません	請求明細書がエラー(否決を含む)になっている	PP19はほぼ単独では発生しないため、当該エラーが発生した場合は実績記録票ではなく、請求明細についてのエラーか返戻が原因のため、そちらの修正対応を行う。

37

標準システムでよくある警告とその対応

○請求明細警告コード			
コード	メッセージ	原因	対応方法
EG27	サービス提供量が決定支給量を超えています	利用者が提供を受けている同一サービスの提供量又は契約量が、支給決定量を超過している。	最新の受給者証の内容を確認し、必要に応じて区役所又は障害児支援相談支援事業所等と調整する。
EG28	契約支給量が決定支給量を超えています		請求システムに入力している契約情報を修正する。
EG61	該当サービスが支給決定有効期間外の契約です	契約情報に入力している契約期間が、支給決定期間をはみ出している。	最新の受給者証内容にある当該サービスの支給決定期間を確認し、その範囲内で契約情報の契約期間を入力する。
EN09	請求明細書のサービス提供量が契約支給量を超えています	請求明細に入力してあるサービスコードの日数が、契約情報で入力した日数を超過している。	正しいサービス提供日数を確認し、当該日数に基づいた情報を請求明細又は契約情報に入力する。
PP02	利用者負担額が上限管理結果票と明細書で不一致	明細書の管理後負担額と上限管理結果票の管理結果後利用者負担額が異なる。	上限管理結果票の利用者負担額を確認する。
PP04	サービス提供量、契約支給量の合計が決定支給量を超えています	利用者が提供を受けている同一サービスの提供量又は契約量が、支給決定量を超過している。	①自事業所のみ利用の場合は、最新の受給者証の内容を確認する。②複数事業所の利用の場合で自事業所の量が支給決定量を超過していない場合は、他事業所の量との合計が支給決定量を超過しているため、受給者証を用いたり、事業所間で連絡調整等を行うことで利用量を調整する。原則として、計画通りのサービス提供であれば支給量超過にはならない。
PP09	総費用額が上限管理結果票と明細書で不一致	明細書の総費用額と上限管理結果票の総費用額が異なる。	①明細書の総費用額に誤りがある場合は、明細書を修正する。 ②上限管理結果票の総費用額に誤りがある場合は、上限管理結果票を修正する。被上限管理事業所の総費用額に誤りがある場合は、上限管理事業所に連絡し、上限管理結果票の修正を依頼する。
PP15	明細書のサービスに該当する実績記録票がありません	明細書のサービス種類に該当するサービスの実績記録票が提出(送信)されていない。もしくは実績記録票が国保連点検でエラーとなっている。	実績記録票が国保連に送信できているか確認する。※本市においては、利用者の確認印を押印した実績記録票の写し(紙)の提出を求めていることから、実績記録票の写し(紙)が提出され、その内容と請求明細書の内容が一致しているならば、当該理由にて返戻としない。
PP20	明細書に該当する上限管理結果票が届いていません	明細書に該当する上限管理結果票が提出(送信)されていないもしくは上限管理結果票が国保連点検でエラーとなっている。	①上限管理結果票が国保連に送信できているか確認する。※複数障害児(きょうだい)の場合は、「上限管理結果票(複数障害児用)」はデータでの国保連への送信はできないため、「上限管理結果票(複数障害児用)」の写し(紙)が提出され、その内容と請求明細書の内容が一致しているならば、当該理由にて返戻としない。②上限管理結果票の内容に誤りがある場合は、上限管理結果票を修正する。被上限管理事業所の総費用額に誤りがある場合は、上限管理事業所に連絡し、上限管理結果票の修正を依頼する。

38

審査で注意が必要な警告①

警告コード: PP10、PP22、PP46、PP91、PP92、PP93

「★支給量: 請求明細書の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「合計算定日数(日)」と一致していません」等

原因: 実績記録票の回数と明細書の該当部分の請求回数が異なる。

対処方法1: 実績記録票の回数に入力誤りがないか確認し、実績記録票と明細書の請求回数を一致させる。

【請求時に留意すること】

○実績記録票に利用者がサービスを欠席した日の入力をしていない請求が見受けられます。この場合も、実績記録票と請求回数の不一致として、警告が生じるため注意して下さい。

○上記に記入した、警告コードはエラー移行分の警告であるため平成30年10月提供分よりエラーとなるため注意して下さい。

39

審査で注意が必要な警告②

【他の～～と実績記録票のサービス提供時間が重複しています】

原因 ➡ 他事業所のサービス提供実績記録票と提供時間が重複

A事業所

2日: 9:00~16:00

サービス提供実績記録票

B事業所

2日: 10:30~12:00

サービス提供実績記録票

- ・ サービス提供実績記録票の記録時間が、事業所間で重複した場合に発生します。
- ・ どのサービスと重複したかも、エラー内容に表示されます。
例: 「他の生活介護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています。」

確認事項

- ・ 入力ミスはないか ⇒ 実は8:00~10:00が正しい。
- ・ サービス等利用計画に位置付けられているか

特に注意が必要な点

- ・ 居宅系サービスとの重複 ⇒ 同日にサービスを早退等していないか。

40

エラー(警告)発生時の対処法①

- エラー(警告)内容を確認し、当該エラー(警告)が発生している箇所を確認

種別※1/コード				エラー内容※2			
提供年月	事業所番号	情報1/サービス種類※3/レコード	項目名称1	項目値1	補足1	項目名称2	項目値2
計	EG02	資格: 受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定情報が登録されていません					
平成30年 4月		相談支援給付費請求書 52	明細			受給者証番号	

市町村番号、受給者証番号を再度確認
⇒受給者証(一)ページ

当該エラー(警告)は明細、実績等のどこに発生しているのかを確認

どの項目にどのようなエラー(警告)が発生しているのかを確認
⇒請求明細の受給者証番号についてのエラー
⇒受給者証を確認。区番号の入カミス、受給者証が最新かどうか、を確認する。

どこの⇒請求明細、サービス提供実績記録票
なにに⇒受給者証番号、利用者負担額、等
どんな⇒

- 「エラー内容」に※、▲、★があるものは「警告」です。
- 支給決定内容は、本市受給者については、毎年誕生日月の翌月に更新されますので必ず確認してください。
- 体制届の対象となる加算については、オンラインで事業所登録と提出した体制届が一致しているかを確認してください。
- 過年度提供分を遡って請求する場合、当該年度の基準等が適用されます。地域区分の見直し、一元化、報酬改定等がありましたので、注意してください。

41

標準システムでよくあるエラーとその対応②

EG02 資格: 受給者台帳に該当の受給者情報が存在しません

区番号の確認はしましたか？

※最近引越し等された場合等は区番号が変更になる場合があります。

EG26 ※資格: 受給者台帳記載の利用者負担上限月額と一致しません

提示を受けた受給者証の「利用者負担に関する事項」の適用期間は確認しましたか？

※期間更新に伴い、利用者負担上限月額が変更となる場合があります。

EG88 資格: 障害支援区分の期間が有効期間外です

EG13 資格: 該当サービスが支給決定有効期間外の受給者です

更新申請の遅れや区役所担当から翌月請求可能な連絡等はありませんでしたか？

※受給者証の発行と、国保連請求可能は同一ではありません。

EG03 資格: 受給者台帳に該当する支給決定が存在しません

請求サービスコードは、支給決定内容と一致していますか？

※受給者証支給決定内容と請求サービスコードを再確認してください。

EG20 資格: 受給者台帳で資格を喪失している受給者です

最新の受給者証に基づいて請求されていますか？

※サービス提供月が支給決定期間や認定有効期間内であるか再度確認してください。

42

かながわシステムでよくあるエラーとその対応①

エラーコード	メッセージ	原因	対処方法
9560	標準システムの基本サービス請求が存在しません	かながわシステムに登録された請求情報の《サービス提供年月》、《事業所番号》、《市区町村番号》、《受給者証番号》と一致する基本サービスが標準システムに登録されていない場合やエラー等により、請求情報が承認されていません。	再度、標準システムへ基本サービスの請求及び、かながわシステムの加算分の請求を行ってください。
9520	入力されたサービスコードへ該当する基準額情報が登録されていません	《サービス提供年月》、《請求自治体コード》、《事業区分》または《サービスコード》が誤っています。	請求情報CSV作成エクセルシートの《サービス提供年月》、《請求自治体コード》、《事業区分》、《サービスコード》をご確認ください。 ※報酬改定により平成30年4月より新たなサービスコードが設定されています。昨年度以前の請求をされる際は、平成30年3月以前のサービスコードで請求指定してください。

43

かながわシステムでよくあるエラーとその対応②

エラーコード	メッセージ	原因	対処方法
9525	入力された単位数は基準額情報へ登録されている単位数と違います。	《単位数》と《サービスコード》の両方または一方が誤っています。	請求情報CSV作成エクセルシートの《単位数》及び《サービスコード》を確認してください。
9554	重複した請求(同一のサービス提供年月・事業所番号・受給者証番号)があります	請求情報CSV作成エクセルシート上に重複した請求情報が入力されています。	請求情報CSV作成エクセルシート上に《サービス提供年月》、《請求自治体コード》、《受給者証番号》が全て同一のものが離れて登録されていないか確認してください。

例) 以下のように「受給者コクホレン」に関する請求情報の間に別の受給者の情報があるとエラーになります。受給者毎に請求情報を作成するよう修正してください。

請求年月日 20130401 事業所番号 1234567890						
※背景色が黄色は必須項目						
基本情報						事業区分
利用者情報						
サービス提供年月	請求自治体コード	受給者証番号	支給決定者氏名カナ	支給決定児童氏名カナ	事業区分	サービスコード
201303	140000	9999999999	コクホ	レン	3	120000
201303	140000	9999999999	コクホ	レン	3	120001
201303	142000	0000000000	カナガワ	ケン	3	150000
201303	140000	9999999999	コクホ	レン	3	130000

44

エラー(警告)発生時の対処法②

■ 算定要件の再確認

- 「報酬告示」、「留意事項通知」

■ 厚生労働省発出のQ&A(平成30年度制度改正分)

- 厚生労働省HP>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害者福祉>平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kaisei/tuuchi_h30.html

■ サービスコード表

- 厚生労働省HP>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害者福祉>障害者自立支援給付支払等システム関係資料>報酬算定構造・サービスコード表等

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000044780.html>

■ 全国標準システムの入力方法等がわからない

- 国保中央会電子請求ヘルプデスク
- E-mail mail@support-e-seikyuu.jp

TEL: 0570-059-403 FAX: 0570-059-433

■ 平成30年度 施設系市単独加算について

障害福祉情報サービスかながわ(らくらく)>書式ライブラリ>3. 川崎市からのお知らせ>

10. 各種様式(請求、事故報告関連)>2. 請求等に関する様式>2018/04/20、2018/04/27

45

返戻について①

【返戻とは】

返戻は「審査にて請求内容に誤り等を確認し、請求が承認されなかったこと」です。
例えば、

算定できない加算が含まれていた	支給量を超えていた
他事業所と重複利用日があった	上限額管理に不備があった
利用者負担上限月額を超過していた	

返戻の場合は、エラーコードは「SZ」で始まるコードで、返戻内容が記してあります。
返戻内容について確認し、次回再請求時に正しい内容に反映させてください。

- 「SZ07:実績記録票の同一日に他事業所の請求があります」と返戻となったが、重複提供日はいつになるのか？

⇒ 事業所間で確認してください。そもそも利用計画上、曜日毎に事業所を定めていますので、重複提供は発生しないことになります。
※欠席時対応加算についても重複提供の対象となりますのでご注意ください。

- 返戻の理由が解らない(例えば、ED01、PP19、EJ47のみのエラーコードが表示)

⇒ SZで始まるコード以外は原則としてエラーが原因となります。
エラーコードとエラー内容を確認してください。

- 様々な情報を確認しても不明な場合は、当課までFAX質問票にて質問してください。

46

返戻について②

【最近多い返戻理由】

①上限額管理関係

SZ10: 受給者台帳記載の利用者負担上限月額と一致していません	請求の利用者負担額が支給決定されている利用者負担額を超過しています。期間更新に伴う、利用者負担額の変更、上限額管理結果票との請求額相違等が原因となっており、利用者負担額内で請求する必要があります。
SZ17: 上限額管理結果票の内容と請求明細が一致しません	請求明細の値が、上限額管理結果票の内容と異なっています。上限額管理結果票の内容に基づき請求する必要があります。

②実績記録票関係

SZ00: 実績記録票がエラーか、送信がありません	実績記録票がエラー、または送信がないと他事業所との重複利用等の確認ができないため、返戻としております。
---------------------------	---

③支給量関係

SZ13: サービス提供量が決定支給量を超過しています	決定支給量を超過した請求が行われています。自事業所以外の請求もあり得るため、その点も確認してください。
-----------------------------	---

④重複関係(短期入所)

SZ07: 実績記録票の同一日・時間に他事業所の請求があります	日中活動系サービスを併せて利用しているが、短期入所のみを利用している場合のサービスコードで請求している場合が多くあります。
---------------------------------	---

47

制度改正における新設等の加算及び 主な加算

※制度改正で創設、要件が拡充された加算を中心に取り上げています。そのため、取り上げている加算は一部になります。

※実際の請求に際しては、報酬、加算、減算について報酬告示及び留意事項通知等を確認してください。

福祉型短期入所における 常勤看護職員等配置加算 I・II〈拡充〉

医療的ケアを必要とする利用者に対しサービス提供体制の充実を図るため、常勤看護職員等配置加算に、看護職員を複数配置し、判定スコア(次頁参照)の各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を1名以上受け入れている事業所を評価する新たな区分が創設されました。

I. 看護職員を常勤換算方法で1人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届けた指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算します。

II. 看護職員を常勤換算方法で2人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届けた指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算します。

常勤看護職員等配置加算 (I)

看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合。

(1) 利用定員が20人以下	28単位/日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	19単位/日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	11単位/日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	8単位/日
(5) 利用定員が81人以上	6単位/日

常勤看護職員等配置加算 (II)

看護職員が常勤換算で2人以上配置されている場合。

(1) 利用定員が20人以下	56単位/日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	38単位/日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	22単位/日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	16単位/日
(5) 利用定員が81人以上	12単位/日

※利用者の医療的ケアについては、その日の判定スコアの実績を持って算定の可否を判断します。

49

判定スコア (スコア)

- (1) レスピレーター管理 = 8
- (2) 気管内挿管、気管切開 = 8
- (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5
- (4) 酸素吸入 = 5
- (5) 1回/時間以上の頻回の吸引 = 8
6回/日以上以上の頻回の吸引) = 3
- (6) ネブライザー6回/日以上または継続使用 = 3
- (7) IVH = 8
- (8) 経管(経鼻・胃ろう含む) = 5
- (9) 腸ろう・腸管栄養 = 8
- (10) 接続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時) = 3
- (11) 継続する透析(腹膜灌流を含む) = 8
- (12) 定期導尿(3/日以上) = 5
- (13) 人工肛門 = 5

50

重度障害者支援加算〈新設〉

拠点等における専門的人材の確保・養成の機能を強化する観点から、手厚い体制や個別特性に対応する支援の評価として、重度障害者支援加算を生活介護（障害者支援施設が行う生活介護を除く。）に創設されました。

イ 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置した場合 (体制加算)7単位/日

※強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置している旨の届出をしております、かつ、支援計画シート等を作成している場合に加算します。

ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は加算の対象外となります。

ロ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合 (個人加算)180単位/日

※実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合に加算します。

なお、当該基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで加算できることとします。

(注)個人加算が算定されている事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に700単位を加算します。

51

○対象者

対象となる利用者は、重度の行動障害を有する者(認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が10点以上に該当する者)※前述の判定スコアを参照

○請求時の注意事項

サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものであることから、基礎研修修了者を新たに配置した場合であっても、当初の加算算定以前からの利用者は加算対象の5名に含めないものとします。

リハビリテーション加算 I・II〈拡充〉

平成30年度の改定により、頸髄損傷による四肢の麻痺等の状態にある者に対する訓練について、訓練に要する業務量を評価し、リハビリテーション加算が拡充されました。

平成29年度以前：リハビリテーション加算(20単位/日)→リハビリテーション加算 I (48単位/月)・II (20単位/日)

I. 頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であって、リハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対して、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算します。48単位/日

II. 注1に規定する障害者以外の障害者であって、リハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算します。20単位/日

53

就労移行支援体制加算〈新設〉

平成30年度の改定により、生活介護の利用を経て一般就労した障害者に対しても、就職後6月以上、職場への定着支援を行う努力義務を新たに規定するため、就労後、6月以上就労継続している者がいる場合の定着実績を評価するための加算が創設されました。

生活介護を経て企業等(就労継続支援A型事業所は除く。)に雇用されてから、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算します。

(※他のサービスについても、当該報酬告示等を準用しているため、適時読み替えてください。)

イ	利用定員が20人以下	42単位/日
ロ	利用定員が21人以上40人以下	18単位/日
ハ	利用定員が41人以上60人以下	10単位/日
ニ	利用定員が61人以上80人以下	7単位/日
ホ	利用定員が81人以上	6単位/日

○請求時の注意事項

- ・生活介護の利用を経て、指定就労継続支援A型事業所等に就労した場合は除きます。
- ・復職者生活介護、自立訓練又は就労継続支援についても、復職のための支給決定を行い、当該利用者がこれらの障害福祉サービスの利用した後に復職をした場合には、一般就労への移行者に含めることができます。

54

医療連携体制加算〈拡充〉

福祉型短期入所について、精神障害者の地域生活の支援と家族支援の観点から医療との連携を強化するため、医療連携体制加算に、日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応がとれる等の体制を評価する区分が創設。
・医療連携体制加算については、更に長時間支援を評価する区分が創設されました。

〔見直し後〕

イ医療連携体制加算(Ⅰ)600単位／日(利用者1人)

ロ医療連携体制加算(Ⅱ)300単位／日(利用者2人以上8人以下)

ハ医療連携体制加算(Ⅲ)500単位／日(認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合)

ニ医療連携体制加算(Ⅳ)100単位／日(認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合)

ホ医療連携体制加算(Ⅴ)39単位／日

ヘ医療連携体制加算(Ⅵ)1,000単位／日(利用者1人)

ト医療連携体制加算(Ⅶ)500単位／日(利用者2人以上8人以下)

※(Ⅴ)(Ⅵ)(Ⅶ)については加算創設。4時間を超えて支援を行う場合に適用されます。

○請求時の注意事項

・(Ⅴ)～(Ⅶ)について、福祉型強化福祉型短期入所サービス等利用者については、算定できません。

55

定員超過特例加算〈新設〉

「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算をするとともに、その間は、定員超過利用減算は適用しないこととなりました。

居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、利用者の基準を超えて、指定短期入所等を緊急に行った場合に、10日を限度として、1日につき所定単位数を加算します。
50単位／日

※上記の対象者(緊急利用者)について

介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合の利用者。
なお、新規の利用者以外も対象となります。

○請求時の注意事項

・利用者全員につき算定可能

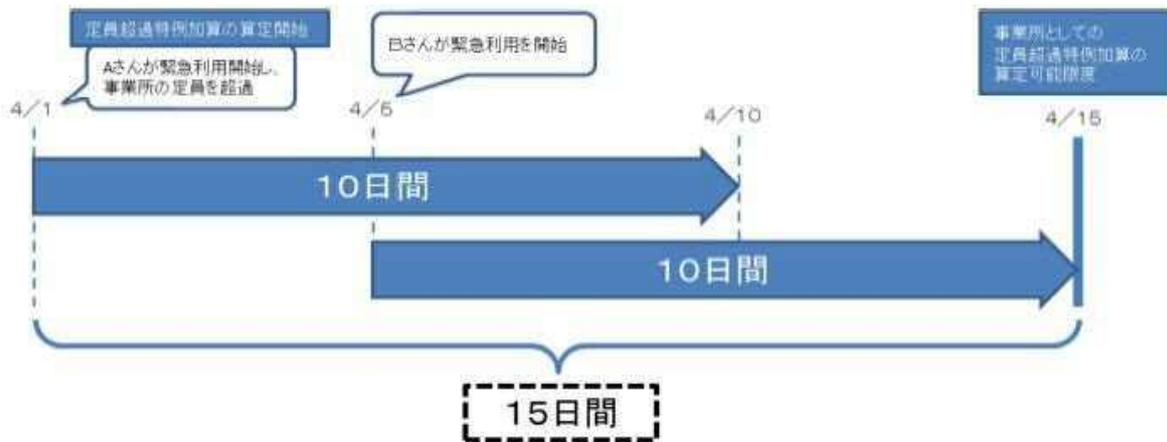
・加算の起点については、緊急利用開始から10日になりますが、緊急利用開始後の定員超過の場合は、定員超過した日から加算対象となります(緊急利用開始後10日を限度とし、緊急利用開始から定員超過前日までを除いた日が加算の該当となります)※次頁参照

56

(例1)



(例2)



57

体験宿泊支援加算<新規>

地域生活支援拠点等における体験の機会・場の機能を強化する観点から、拠点等としての機能を担う場合の日中活動系サービスの体験利用を促進する観点から、体験の機会に係る支援を評価する加算が創設されました。

指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定します。 120単位/月

58

社会生活支援特別加算〈新設〉

医療観察法対象者や刑務所出所者等の社会復帰を促すために、訓練系、就労系サービス(自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)事業所について、精神保健福祉士等を配置又は病院等との連携により、精神保健福祉士等が事業所を訪問して医療観察法対象者等を支援していることを評価する加算が創設されました。

医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから3年を経過していない者。又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練(機能訓練)事業所等を利用することになった者に対して加算します。 480単位/月

(※他のサービスについても、当該報酬告示等を準用しているため、適時読み替えてください。)

59

個別計画訓練支援加算〈新設〉

利用者の障害特性や生活環境等に応じて社会福祉士や精神保健福祉士等が作成する個別計画に基づく訓練の実施や、訓練実施による生活能力の維持・向上の評価及び個別計画の見直しを毎月実施すること等を評価するための加算が創設されました。

個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する(下記のいずれも満たしていることが要件) 19単位/日

・社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師(従業者)により、利用者の障害特性や生活環境等に応じて、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する調査項目中「応用日常生活動作」、「認知機能」又は「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画を作成していること。

・利用者ごとの個別訓練実施計画に従い、指定自立訓練等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。

・利用者ごとの個別訓練実施計画の進捗状況を毎月評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

・指定障害者支援施設等に入所する利用者については、従業者により、個別訓練実施計画に基づき一貫した支援を行うよう、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を共有していること。

・上記以外の利用者については、指定自立訓練(生活訓練)事業所等の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

※作成した個別訓練実施計画の原案については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得る必要があります。

60

精神障害者地域移行特別加算〈新設〉

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施することを評価する加算が創設されました

社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、自立訓練(生活訓練)計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算します。 300単位/日

○請求時の注意事項

地域生活移行支援特別加算を算定している場合は、算定できません。

強度行動障害者地域移行特別加算〈新設〉

・障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を、強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施することを評価する加算が創設されました。

指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから1年以内のものうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、自立訓練(生活訓練)計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算します。 300単位/日

○請求時の注意事項

1年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所し、退所後、一定期間居宅等で生活した強度行動障害を有する者であっても、退所から1年以内について、加算は算定できません。

通勤訓練加算〈新設〉

就労移行支援は通勤も含めた訓練を行うが、外部から専門職を招いて、通勤訓練のノウハウのない視覚障害者に対し、白杖による歩行訓練を実施することを評価する加算が創設されました。

当該指定就労移行支援事業所等以外の事業所に従事する専門職員が、視覚障害のある利用者に対して盲人安全つえを使用する通勤のための訓練を行った場合に加算します。 800単位／月

在宅時生活支援サービス加算〈新設〉

就労移行支援又は就労継続支援において、通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者（以下「在宅利用者」という。）に対して、一定の要件を満たした上で、支援を提供した場合に基本報酬の算定が可能となっているが、同一時間帯において生活支援に関する訪問系サービスを利用できないため、在宅利用が促進されない可能性があることから、在宅利用を促進するための加算が創設されました。

通所利用が困難で在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した在宅利用者に対し、当該就労移行支援事業所が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、在宅利用者の生活に関する支援を提供した場合に加算します。 300単位／月

賃金向上達成指導員配置加算<新設>

賃金向上のためには、生産活動収入の向上に資する販路の拡大、付加価値のある商品の開発等に加え、利用者の労働時間を増加させつつ相応の生産活動を行うことが求められる。このため、賃金向上計画等を作成するとともに、利用者のキャリアアップの仕組みを導入した上で、賃金向上のための指導員を常勤換算方法で1以上配置している事業所を評価する加算が創設されました。

指定障害福祉サービス基準第186条に定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員（生産活動収入を増やすための販路拡大、商品開発、労働時間の増加その他の賃金向上を図るための取組に係る計画（賃金向上計画）を作成し、当該賃金向上計画に掲げた内容の達成に向けて積極的に取り組むための指導員）を、常勤換算方法で1以上配置し、かつ、就労継続支援A型事業所と雇用契約を締結している利用者のキャリアアップ（職務経験、職業訓練又は教育訓練の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善を図られることをいう。）を図るための措置を講じているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算します。

イ	利用定員が20人以下	70単位／日
ロ	利用定員が21人以上40人以下	43単位／日
ハ	利用定員が41人以上60人以下	26単位／日
ニ	利用定員が61人以上80人以下	19単位／日
ホ	利用定員が81人以上	15単位／日

65

施設外就労加算

指定就労継続支援A型事業所等において、別に厚生労働大臣が定める基準（平18厚労告543・第35号）を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算します。

事業所内又は施設外就労の場における必要な支援とは

- ◆ サービス管理責任者及び施設外就労の場に同行する支援職員と各利用者による施設外就労における就労状況や環境状況等に関する共通理解の確立。
- ◆ 上記を踏まえ、各利用者の施設外就労における問題点の把握・調整及び今後の施設外就労の継続の可否の検討。
- ◆ 施設外就労を実施する場合における各利用者の個別支援計画の実施状況及び目標の達成状況の確認並びに個別支援計画の必要な見直しのために必要な援助。
- ◆ その他必要な支援。

※改正点

これまで、施設外就労に伴う必要な支援を事業所内で行う必要があったが、施設外就労の場においても認められるようになった。支援の適正評価については、これまでどおり2日以上行う必要があります。

参考

当該加算については、算定を行うにあたり満たさなければならない要件が他にもあるため、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A、B型）における留意事項について」（障発第0410第1号）を必ず、御確認ください。

66

参考:

「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A、B型)における留意事項について」一部抜粋

	施設外就労	施設外支援
当該支援を実施する職員の要否	要	否 就労移行支援事業で移行準備支援体制加算(I)を算定する場合は 要
報酬算定の対象となる支援の要件	<p>施設外就労を行うユニットについては、当該施設外就労を行う日の1ユニットあたりの利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数(常勤換算方法による。)の職員を配置する。事業所については、施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数(常勤換算方法による。)の職員を配置すること。</p> <p>② 施設外就労の提供が、当該施設の運営規程に位置づけられていること。</p> <p>③ 施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃(賃金)の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。</p> <p>④ 緊急時の対応ができること。</p> <p>⑤ 施設外就労により実施する作業内容について、発注元の事業所と契約していること。</p> <p>⑥ 施設外就労により就労している利用者については、月の利用日数のうち最低2日は、施設外就労先又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。</p>	<p>① 施設外支援の内容が、当該指定障害福祉サービス事業所等の運営規程に位置づけられていること。</p> <p>② 施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置づけられ、1週間ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃(賃金)の向上及び一般就労への移行が認められること。</p> <p>③ 利用者又は実習受入事業者等から、当該施設外支援の提供期間中の利用者の状況について、聞き取ることにより、日報が作成されていること。</p> <p>④ 施設外支援の提供期間中における緊急時の対応ができること。</p>

67

初期加算

指定生活介護事業所等において、指定生活介護を行った場合に、指定生活介護等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日について所定単位数を加算します。
(※他のサービスについても、当該報酬告示等を準用しているため、適時読み替えてください。)

- ・ 30単位/回

サービス利用の初期段階においては、利用者の居宅を訪問し、生活状況の把握等を行う等、アセスメント等に手間を要することから、サービスの利用開始から30日の間、加算できます。
この「30日の間」とは、暦日で30日間をいうものであり、加算の算定対象となるのは30日間のうち、実際に利用した日数になります。

利用者が過去3月間に、初期加算の請求を行う指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に算定できる。なお当該指定障害者支援施設の併設、又は空床利用の短期入所を利用していた者が日を空けることなく、引き続き入所した場合には、入所直前の短期入所利用日数を30日から差し引いて得た日数に限り算定できます。

30日を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合には、初期加算が算定できます。ただし、同一の敷地内に併設する病院又は診療所へ入院した場合には、算定できません。

30日分、30回算定可能と誤解されている事例がありますので、御注意ください。

68

訪問支援特別加算

指定生活介護事業所等において継続して指定生活介護等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定生活介護等の利用がなかった場合において、生活介護事業所等従業者が、生活介護計画等に基づき、あらかじめ利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定生活介護事業所等における指定生活介護等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月に2回を限度として、その内容の指定生活介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定します。

- ・ 所要時間1時間未満の場合 : 187単位/回
- ・ 所要時間1時間以上の場合 : 280単位/回

(※他のサービスについても、当該報酬告示等を準用しているため、適時読み替えてください。)

- ◆ 指定生活介護等の利用により、障害者の安定的な日常生活を確保する観点から、概ね3ヶ月以上継続的に当該指定生活介護等を利用していた利用者が、最後に当該指定生活介護事業所等を利用した日から中5日間以上連続して当該指定生活介護事業所等の利用がなかった場合、利用者の居宅を訪問し、家族等との連絡調整、引き続き指定生活介護事業所等を利用するための働きかけ、当該利用者に係る生活介護計画の見直し等の支援を行った場合に加算します。この場合の「5日間」とは、当該障害児に係る通所予定日にかかわらず、開所日で5日間をいいます。
- ◆ 所要時間については、実際に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等に要する時間に基づき算定します。
- ◆ この加算を1月に2回算定する場合については、この加算の算定後又は指定生活介護事業所等の利用後、再度5日間以上連続して指定生活介護事業所等の利用がなかった場合にのみ対象となります。

69

利用者負担上限額管理加算

指定居宅介護事業者が、指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算します。

- ・ 150単位/月

(※他のサービスについても、当該報酬告示等を準用しているため、適時読み替えてください。)

- ◆ 「通所利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、通所利用者負担額合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいいます。なお、負担額が負担上限額を実際を超えているか否かは算定の条件とはしません。
→障害福祉サービスについては、障害福祉サービス内で上限額管理を行います。
障害児通所支援等と障害福祉サービスを合算して、上限額管理は行いません。

70

欠席時対応加算

指定生活介護事業所等において指定生活介護等を利用する利用者が、あらかじめ当該指定生活介護事業所等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定生活介護事業所等の従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月に4回を限度として、所定単位数を算定します。

・ 94単位／回

(※他のサービスについても、当該報酬告示等を準用しているため、適時読み替えてください。)

- ◆ 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能(2営業日以内に中止の連絡があった場合に算定可能)。
- ◆ 「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録すること。直接の面会や自宅への訪問等は必要ありません。

○請求時の注意

欠席し、他の生活介護事業所を利用する場合は、加算の対象となりません。

その他

税源移譲に伴う対応について

障害福祉サービス等の利用者負担額は、市民税所得割額を用いて、その判定を行っていますが、平成29年度税制改正において、県費負担教職員の給与負担事務が道府県から指定都市へ移譲されることに伴い、神奈川県から本市へ市民税所得割額の税率2%相当分が、平成30年度分より移譲されました。

	移譲前		移譲後
市民税:	6%	⇒	8%
県民税:	4%	⇒	2%

※市民税・県民税を合計した税率(10%)の変更はありません。

- 障害児・者の障害福祉サービス等の利用者負担額の判定について
利用者負担額の判定については、税源移譲前の税率を用いて判定を行うため、税源移譲により利用者負担額は変更しません。

73

平成30年度制度改正及び報酬改定について

■ 制度改正に関すること

- 別添「障害者も日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う検討事項について」(厚生労働省社会保障審議会(障害者部会):第85回(平成29年6月26日開催)資料から抜粋)
- 厚生労働省HP>政策について>審議会・研究会等>社会保障審議会(障害者部会)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126730>

■ 報酬改定に関すること

- 厚生労働省HP>政策について>分野別の政策一覧>障害保健福祉部が実施する検討会等>障害福祉サービス検討チーム(平成30年度報酬改定)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=446935>

74

参考資料

■ 参考資料①(サービス提供実績記録票)

➢ サービス提供実績記録票は、次の場所に掲載しています。

○ 障害福祉情報サービスかながわ(らくらく)＞障害福祉情報サービスかながわ(らくらく)＞書式ライブラリ＞3. 川崎市からのお知らせ＞10. 各種様式(請求・事故報告関連)＞請求等に関する様式＞2018/06/14付け「2018年版サービス提供実績記録票について」

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/library/L_Result2.asp?scategory=126&category=105&topid=3

参考資料②(過誤申立・請求取下依頼書)

➢ 過誤申立書は、次の場所に掲載しています。

○ 障害福祉情報サービスかながわ(らくらく)＞書式ライブラリ＞3. 川崎市からのお知らせ＞10. 各種様式(請求・事故報告関連)＞請求等に関する様式＞2018/07/11付け「過誤申立書(30年08月受付分以降版)」

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/library/L_Result2.asp?scategory=126&category=105&topid=3

■ 参考資料③(市単独加算関連)

➢ 市単独加算のサービスコード表及びその案内は、次の場所に掲載しています。

○ 障害福祉情報サービスかながわ(らくらく)＞書式ライブラリ＞3. 川崎市からのお知らせ＞10. 各種様式(請求・事故報告関連)＞請求等に関する様式＞2018/04/27付け「平成30年度施設系市単独加算サービスコードについて」

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/library/L_Result2.asp?NOWPG=2&category=10&topid=3



みんなの支えで自殺を防ごう

集団指導

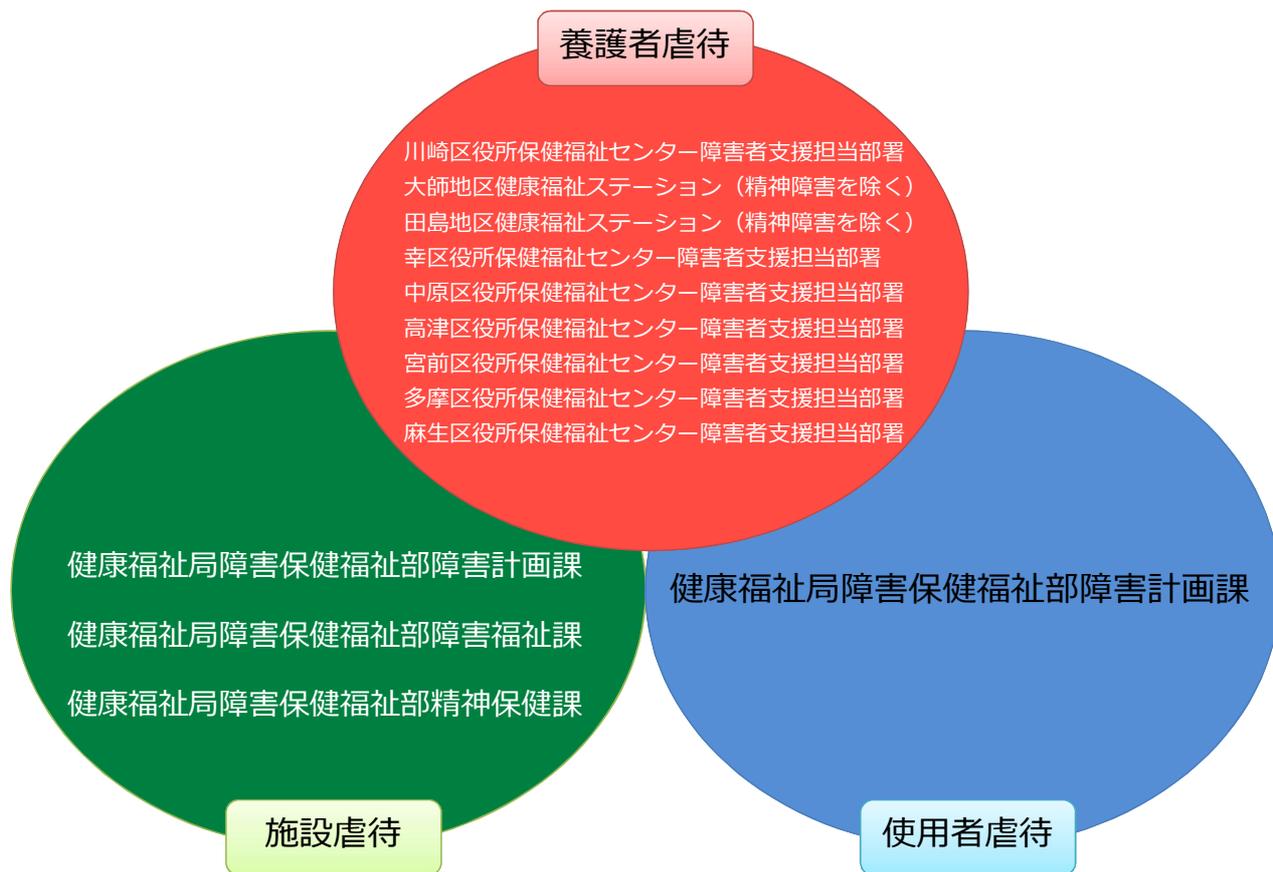
障害者虐待防止法への対応について

平成30年9月26日・27日・28日

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

川崎市の障害者虐待対応の体制
(市町村虐待防止センター)

■川崎市における障害者虐待の担当所管課



■川崎市における実施内容

【市町村虐待防止センターの運営】

（1）虐待対応スキームの構築・運用（通報受理から支援・終結まで）

養護者による障害者虐待への対応

障害福祉施設従事者等による障害者虐待への対応

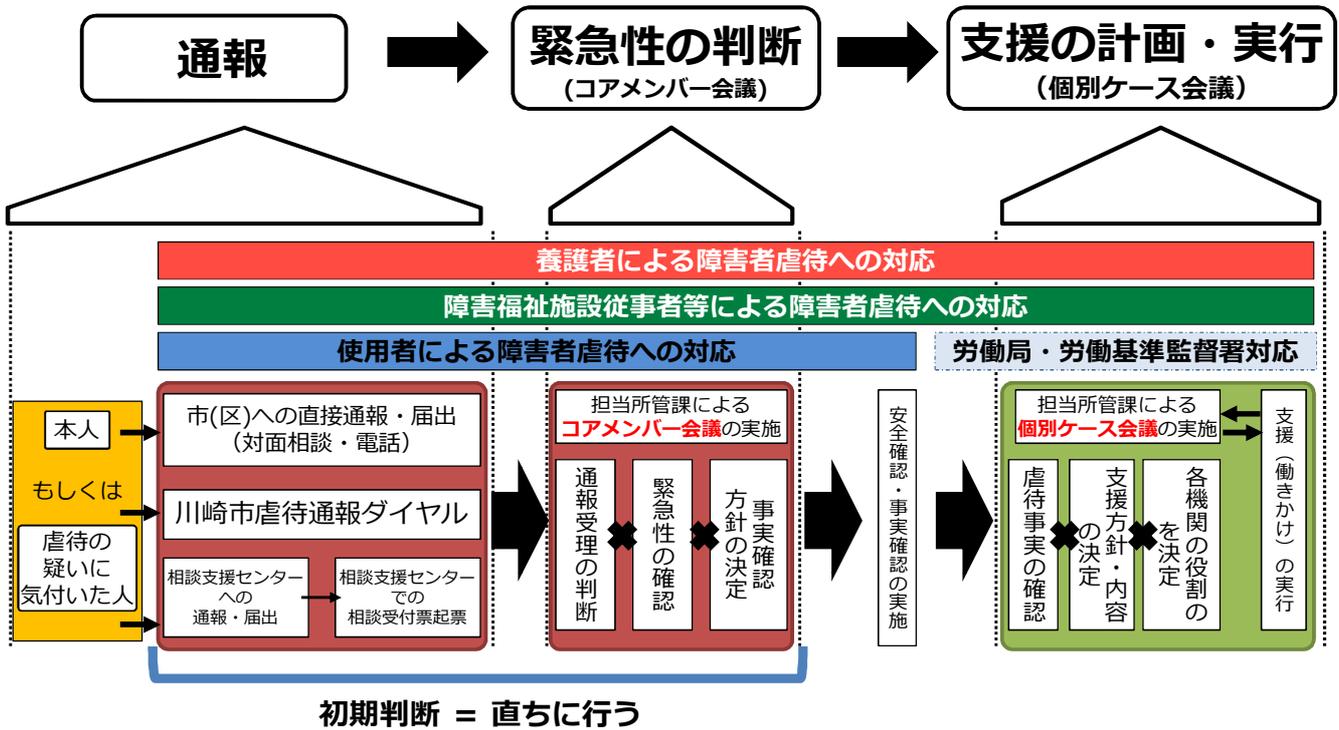
使用者による障害者虐待への対応

（2）障害者虐待防止および養護者支援に関する広報・啓発

- 障害者虐待防止リーフレットの発行
- 障害者虐待対応マニュアルの発行

■障害者虐待防止等のスキーム

川崎市の市町村虐待防止センターでの対応の流れは以下のとおり



■川崎市障害者虐待通報ダイヤル

障害者の虐待にかかわる通報や届出は

「川崎市障害者虐待通報・受付専用ダイヤル又は専用FAX」

専用ダイヤル(24時間対応)

044-200-0193

聴覚障害のある方は...
専用FAX(24時間対応)

044-200-3610

事業所における 虐待防止の取り組みの推進

■障害者虐待防止法と施設従事者

障害者虐待の防止等に対する各主体の責務等

関係者

- ・ 障害福祉施設、学校、医療機関、保健所、障害者福祉関係団体
- ・ **障害者福祉施設従事者等**、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士、使用者 等

これらの関係者は、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならない（第6条第3項）。

障害者福祉施設の設置者等

障害福祉施設従事者等の研修の実施、苦情処理体制の整備など障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置（第15条）

■施設従事者向け虐待対応手引き

障害者福祉施設等における虐待の防止と対応手引き

主な変更点（H30.6～）

- (1) 障害者虐待の事案に 証拠隠滅罪の罪に問われた事例を追記
(P6、P10)
- (2) 障害者福祉施設従事等による障害者虐待の「障害者福祉施設等」に新サービスを追記（P7）
- (3) 刑法の改正で「強姦罪・準強姦罪」が「強制性交等罪・準強制性交等罪」に変更となり、それに伴う取扱いの変更を追記（P7～P8）
- (4) 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における短期入所の「定員超過特例加算」の創設及びその期間は定員超過利用減算を適用しない旨と、「緊急短期入所受入加算」の期間の拡充について追記
(P23～24)
- (5) 「身体拘束廃止未実施減算」の新設について追記（P26～P27）
- (6) 社会福祉法の改正による変更点を修正（P44）

障害者福祉施設等における
障害者虐待の防止と対応の手引き

平成30年6月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室

■市内における虐待・権利擁護研修ご紹介

神奈川県障害者虐待防止・権利擁護研修

概要：

厚生労働省 障害者虐待防止・権利擁護事業として実施する指導者養成研修（例年7月～8月実施）の伝達研修（H29実施内容）

平成29年12月8日・18日（カリキュラムは次のスライド参照）※募集は10月上旬頃

<設置コース>

- ・障害者福祉施設等設置者・管理者コース
- ・障害者虐待防止マネージャーコース

障施協権利擁護推進委員会職員研修会【特定非営利活動法人川崎市障害福祉施設事業協会主催】

平成30年度実施内容

平成30年7月20日 新任職員研修（テーマ：支援における“不適切行為”をなくすために）

平成30年9月21日 課題別研修（テーマ：子供の権利擁護、より良い支援をするために）

平成30年12月6日 中堅職員研修（テーマ：未定）

強度行動障害支援者養成研修【基礎研修】（川崎市強度行動障害支援力向上研修）【川崎市】

平成30年度第1回 7月10日・11日 募集時期：5月中

平成30年度第2回 2月20日・21日（予定） 募集時期：12月予定

日	時間	(分)	方法	科目			
1 日目 ・ 12月8日 (金)	午前	9:45~9:50	5	オリエンテーション			
		9:50~10:00	10	開会挨拶・研修趣旨説明			
		10:00~11:00	60	講義	障害者虐待防止法の理解と虐待事案について		
		11:00~11:10	10	休憩			
		11:10~12:20	70	講義	当事者・家族の声を聴く		
	12:20~13:20	60	休憩(昼食)				
	午後	13:20~14:20	60	講義	経済的虐待、放棄・放棄の防止		
		14:20~14:30	10	休憩			
		14:30~15:30	60	講義	性的虐待及び心理的虐待の防止		
		15:30~15:40	10	休憩			
		15:40~16:50	70	講義	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待防止について		
		2 日目 ・ 12月18日 (月)	午前	9:30~10:40	70	講義	身体的虐待の防止及び身体拘束・行動制限の廃止
				10:40~10:50	10	休憩	
				10:50~12:00	70	講義	職員のメンタルヘルス(アンダーコントロールを旨む)
12:00~13:00	60		休憩(昼食)				
午後	13:00~14:30		90	講義	施設・事業所における虐待防止体制の整備		
	14:30~14:40		10	休憩			
	14:40~16:10		90	演習	施設・事業所における虐待防止体制の整備		
	16:10~16:15	5	修了証交付準備				
16:15~16:30	15		修了証交付・閉会あいさつ				

日	時間	(分)	方法	科目			
1 日目 ・ 12月8日 (金)	午前	9:45~9:50	5	オリエンテーション			
		9:50~10:00	10	開会挨拶・研修趣旨説明			
		10:00~11:00	60	講義	障害者虐待防止法の理解と虐待事案について		
		11:00~11:10	10	休憩			
		11:10~12:20	70	講義	当事者・家族の声を聴く		
	12:20~13:20	60	休憩(昼食)				
	午後	13:20~14:20	60	講義	経済的虐待、放棄・放棄の防止		
		14:20~14:30	10	休憩			
		14:30~15:30	60	講義	性的虐待及び心理的虐待の防止		
		15:30~15:40	10	休憩			
		15:40~16:50	70	講義	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待防止について		
		2 日目 ・ 12月18日 (月)	午前	9:30~10:40	70	講義	身体的虐待の防止及び身体拘束・行動制限の廃止
				10:40~10:50	10	休憩	
				10:50~12:00	70	講義	職員のメンタルヘルス(アンダーコントロールを旨む)
12:00~13:00	60		休憩(昼食)				
午後	13:00~14:30		90	講義	施設・事業所における虐待防止研修の進め方		
	14:30~14:40		10	休憩			
	14:40~16:10		90	演習	施設・事業所における虐待防止研修の進め方		
	16:10~16:15	5	修了証交付準備				
16:20~16:30	10		修了証交付・閉会あいさつ				

付録
虐待統計
(全国・神奈川県・川崎市)

全国虐待通報統計

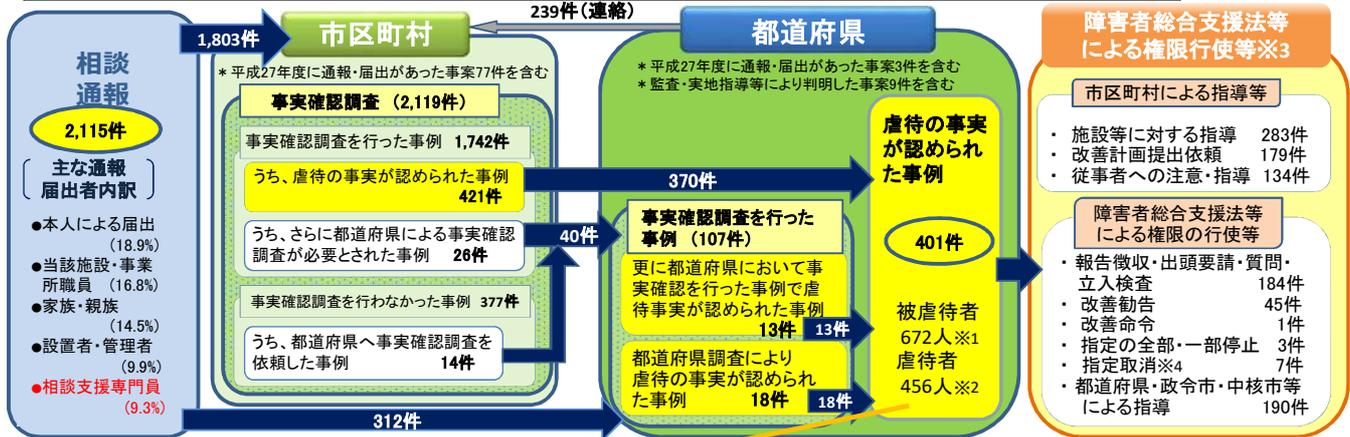
平成28年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）

【調査結果（全体像）】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待	
			（参考）都道府県労働局の対応	
市区町村等への 相談・通報件数	4,606件 (4,450件)	2,115件 (2,160件)	745件 (848件)	虐待判断 件数 581件 (591件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,538件 (1,593件)	401件 (339件)		被虐待者数 972人 (1,123人)
被虐待者数	1,554人 (1,615人)	672人 (569人)		

- ・上記は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したものの。
- ・カッコ内については、前回調査(平成27年4月1日から平成28年3月31日)のもの。
- ・都道府県労働局の対応については、「平成28年度使用者による障害者虐待の状況等」（平成29年7月26日公表）のデータを引用。（「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。）

平成28年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞



虐待者 (456人)

- 性別 男性(73.2%)、女性(26.8%)
- 年齢 30～39歳以上(20.0%)、40～49歳(19.3%)、60歳以上(19.3%)
- 職種 生活支援員(40.1%)、その他従事者(11.4%)、管理者(7.7%)、世話人(7.5%)、指導員(6.6%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因（複数回答）

教育・知識・介護技術等に関する問題	65.1%
倫理観や理念の欠如	53.0%
職員のストレスや感情コントロールの問題	52.2%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.0%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	22.0%

虐待行為の種類（複数回答）

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
57.1%	12.0%	42.1%	6.5%	9.5%

障害者虐待が認められた事業所種別

種別	件数	構成割合
障害者支援施設	99	24.7%
居宅介護	10	2.5%
重度訪問介護	4	1.0%
療養介護	3	0.7%
生活介護	48	12.0%
短期入所	9	2.2%
自立訓練	2	0.5%
就労移行支援	7	1.7%
就労継続支援A型	26	6.5%
就労継続支援B型	52	13.0%
共同生活援助	76	19.0%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	2	0.5%
移動支援事業	8	2.0%
地域活動支援センターを運営する事業	6	1.5%
児童発達支援	4	1.0%
医療型児童発達支援	2	0.5%
放課後等デイサービス	42	10.5%
合計	401	100.0%

被虐待者 (672人)

- 性別 男性(64.3%)、女性(35.7%)
- 年齢 20～29歳(20.1%)、40～49歳(18.9%)、～19歳(13.5%)、30～39歳(13.2%)、
- 障害種別（重複障害あり）

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
14.4%	68.6%	11.8%	3.6%	0.7%

- 障害支援区分のある者 (58.9%)
- 行動障害がある者 (21.3%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の6件を除く395件が対象。
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった20件を除く381件が対象。
 ※3 平成28年度末までに行われた権限行使等。
 ※4 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。

■神奈川県虐待通報統計

2 通報・届出・相談件数

市町村や県に寄せられた通報等の件数は、371 件(394 件)でした。

(内訳)

養護者による障がい者虐待 196 件(182 件)

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待 103 件(158 件)

使用者による障がい者虐待 72 件(54 件)

※ 使用者による障がい者虐待については、市町村及び県で通報等を受付けた件数と労働局において虐待等の疑いを発見し県に連絡があった件数を集計

3 虐待の事実が認められた事例

(1) 件数 及び 虐待を受けた障がい者の人数

上記2のうち、市町村や県の事実確認により虐待の事実が認められた事例は 142 件(114 件)、虐待を受けた障がい者の数は、160 人(139 人)でした。

(内訳)

養護者による障がい者虐待 99 件、104 人(83 件、84 人)

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待 26 件、39 人(16 件、40 人)

使用者による障がい者虐待 17 件、17 人(15 件、15 人)

※出典：平成29年12月27日神奈川県記者発表資料

■川崎市内における障害者虐待統計①

障害者虐待種別	平成27年		平成28年	
	通報	認定	通報	認定
養護者による障害者虐待	25	18	42	22
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	22	2	23	1
使用者による障害者虐待	1	-	2	-
合計	48	20	67	23

※川崎市の使用者虐待統計は市にて受理したもののみ。認定判定は県への通報義務に留まるため集計の対象外とする。

■川崎市内における障害者虐待統計②

＜相談・通報・届出の内訳（平成28年度）＞



養護者虐待		
本人による届出	主たる障害が身体障害の者	1
	主たる障害が知的障害の者	1
	主たる障害が精神障害（発達障害を除く）の者	3
	主たる障害が発達障害の者	0
	主たる障害が難病の者	0
	主たる障害がその他の者	1
	主たる障害は不明の者	0
家族・親族		1
近隣住民・知人		0
民生委員		0
医療機関関係者		2
教職員		0
相談支援専門員		10
施設・事業所の職員		10
虐待者自身		0
警察		4
当該市区町村行政職員		1
介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等		5
成年後見人等		1
その他（同じ施設の利用者、職場の上司）		2
合計		42

施設虐待	
本人による届出	1
家族・親族	6
近隣住民・知人	2
民生委員	0
医療機関関係者	0
教職員	0
相談支援専門員	6
他の施設・事業所の職員	2
当該施設・事業所職員	0
当該施設・事業所元職員	1
当該施設・事業所設置者・管理者	2
当該施設・事業所利用者	0
当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	0
当該市町村行政職員	1
警察	0
運営適正化委員会（社会福祉法第83条）	0
介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	0
成年後見人等	0
その他（匿名）	2
合計	23

■川崎市内における障害者虐待統計③

＜虐待者に関する統計情報（平成28年度）＞

養護者虐待の本人と虐待者の続柄 （虐待認定された22件の内訳）	
父	5
母	3
夫	0
妻	1
息子	3
娘	0
息子の配偶者（嫁）	0
娘の配偶者（婿）	0
兄弟	3
姉妹	3
祖父	0
祖母	0
その他 ※	4
合計	22

※ 婚姻関係のない同居人、従兄弟、同居している母親の内縁の夫、母親の交際相手等

施設虐待の対象施設 （事実確認の調査対象となった23件の内訳）	
障害者支援施設	2
のぞみの園	0
居宅介護	0
重度訪問介護	0
同行援護	0
行動援護	0
療養介護	0
生活介護	7
短期入所	1
重度障害者等包括支援	0
自立訓練	0
就労移行支援	0
就労継続支援A型	0
就労継続支援B型	2
共同生活援助	8
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	0
移動支援事業	0
地域活動支援センターを運営する事業	0
福祉ホームを運営する事業	0
児童発達支援	0
医療型児童発達支援	0
放課後等デイサービス	3
保育所等訪問支援	0
障害児相談支援事業	0
合計	23

■川崎市内における障害者虐待統計④

＜養護者虐待における障害種別と虐待類型
 に関する統計情報（平成28年度）＞
 ※重複回答を含む

虐待類型 障害種別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	経済的虐待	合計
身体障害	6	0	4	1	0	11
知的障害	7	2	1	4	2	16
精神障害	5	0	2	0	0	7
発達障害	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	18	2	7	5	2	34

■平成29年度障害者虐待通報ダイヤル通報統計

入電内容	虐待通報	虐待以外の相談等	間違い等	総件数	うちFAX件数
	37	88	16	141	0

2. 各項目別受付状況

	虐待の種別	虐待の通報・届出																		うちFAX件数				
		虐待通報(内容別)						虐待通報(障害別)																
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放任・世話の放棄・	経済的虐待	計	身体障害	該体不自由	視覚障害	聴覚・音声・言語・そ	内臓・免疫機能障害	不明	知的障害	左記の重複障害がある人	精神障害	左記のうち、身体障害との重複障害がある人	その他	不明		計			
虐待の種別	養護者による虐待	9	0	5	2	1	17	0	0	0	0	0	0	0	5	0	6	0	0	1	12			0
	障がい者福祉施設従事者による虐待	5	0	3	5	1	14	2	1	0	1	0	0	6	1	2	0	0	0	1	14			0
	使用者による虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	その他	3	0	2	1	0	6	1	1	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	6			0
	計	17	0	10	8	2	37	3	2	0	1	0	0	11	1	11	1	0	2	32			0	
地区別	川崎区	2	0	1	0	0	3	1	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	5	10	0	0	
	大師地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	田島地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	幸区	3	0	3	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	5	3	0	0		
	中原区	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	7	0	0	
	高津区	2	0	1	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	2	0	0	
	宮前区	4	0	1	0	1	6	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	4	6	0	0	
	多摩区	0	0	1	2	0	3	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	7	0	0	
	麻生区	2	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	3	23	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
		不明	1	0	1	4	1	7	2	1	0	1	0	0	2	1	0	0	0	1	8	29	15	0
	計	15	0	9	7	2	33	3	2	0	1	0	0	11	1	9	1	0	2	30	88	16	0	

計画相談支援の拡充

平成30年度
川崎市指定障害福祉サービス事業者等集団指導

平成30年9月26・27・28日
川崎市 健康福祉局 障害計画課
地域支援・療育係



1

計画相談支援の位置づけ

平成27年4月以降、障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用する場合には、サービス等利用計画・障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画」といいます。）を必ず作成することとなりました。

このため、川崎市内においても指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所（以下「指定特定相談支援事業所等」といいます。）の拡充が喫緊の課題となっています。

ぜひ、指定特定相談支援事業所等の開設および相談支援専門員の拡充について、ご検討ください。



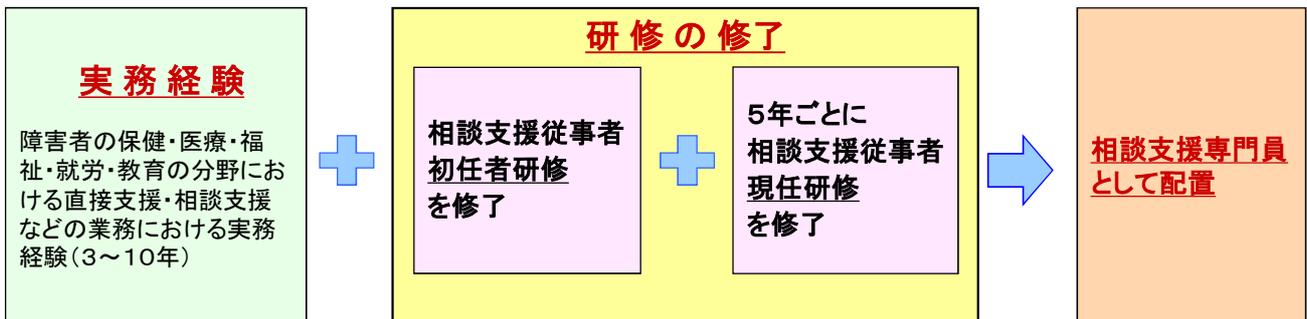
2

相談支援専門員の業務内容と要件

相談支援専門員の業務内容

- 基本相談支援
 - ・障害者・障害児等からの相談
- 計画相談支援
 - ・サービス利用支援(サービス等利用計画)
 - ・継続サービス利用支援(モニタリング)

【相談支援専門員の要件】



3

川崎市
人材育成ビジョン
～私たちがめざす相談支援従事者像～

当事者である本人を中心に考える
ことのできる、

当事者にとって身近な存在



川崎市における計画相談支援モニタリング実施標準期間の取り扱い (平成30年10月1日～)

1 利用者によって柔軟に設定することを原則とし、サービス等利用計画等の定期的な検証（モニタリング）の標準期間について、利用者との関係性の構築など支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。

		見直し後	
		30年4月～	30年10月～
新規サービス利用者		1月間 ※利用開始から3月のみ	
		1月間	
在宅の障害児通所支援サービス	集中的支援が必要な者	1月間	
	【新サービス】 就労定着支援、自立生活援助、 日中サービス支援型共同生活援助	3月間	
	居宅介護、行動援護、同行援護、 重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、 自立訓練	6月間	3月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助 (日中支援型を除く)、地域移行支援、 地域定着支援	6月間	3月間
障害児通所支援 【施設入所等】障害者支援施設、のぞみの園、療養 介護入所者、重度障害者等包括支援		6月間	

- 平成30年10月1日以降に、計画再作成（又は変更）を行う対象者から順次、実施。
- 従来のモニタリング報告書とともに、チェック方式のモニタリング報告書を導入。

計画相談支援モデル報酬シミュレーション

担当件数55件で算定

計画相談、モニタリング(3月間)、初回加算(1割)、モニタリング等加算、研修体制加算

平成29年度(特定加算なし) 35,000円/1人 1,930,000/年

平成30年度(特定加算なし) 75,000円/1人 4,130,000/年

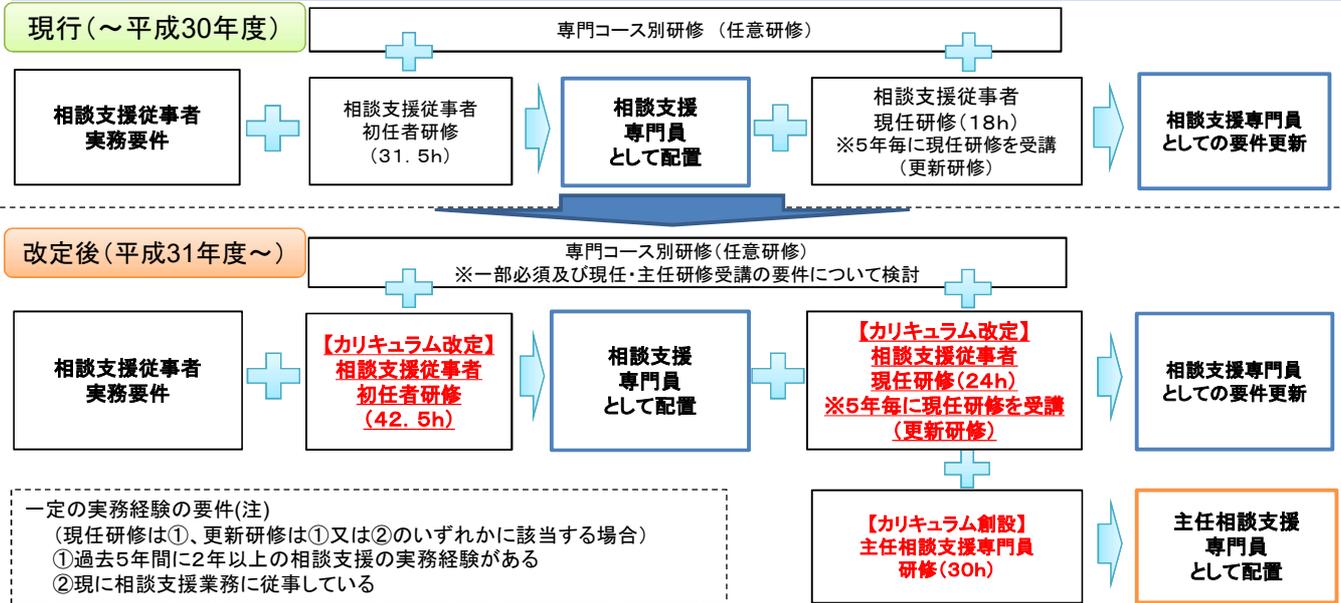
平成30年度(特定加算Ⅳ) 85,000円/1人 4,680,000/年

平成31年度(特定加算なし) 70,000円/1人 3,840,000/年

平成31年度(特定加算Ⅳ) 80,000円/1人 4,380,000/年

相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**現行のカリキュラムの内容を充実する。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修(更新研修含む)の受講に当たり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(注)**を追加。(※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



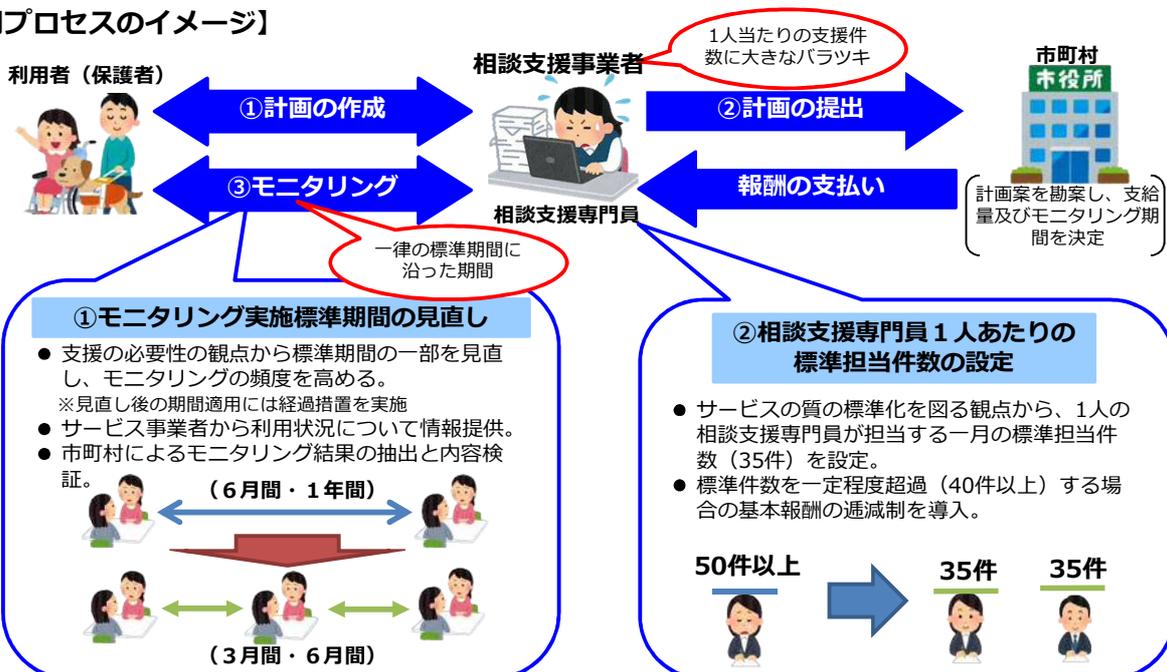
7

平成30年度制度改正の概要(相談支援)

計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価①

- 計画相談支援・障害児相談支援の利用プロセスは下図のとおりとなっている、
 - ①一律的に標準期間に沿ったモニタリング期間を定めている市町村が多いこと(6ヶ月に1度が5割超)、
 - ②相談支援専門員1人当たりの支援件数に大きなバラツキがあること(担当件数の1月平均は13.5件。50件以上担当している者も存在)、
 - ③事業所の質の評価として特定事業所加算が存在するが、個々の支援に着目した加算は存在しないことが課題となっていることから、これらに着目した見直しを行う。

【利用プロセスのイメージ】



8

計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価②

③ 特定事業所加算の拡充

※相談支援専門員等の手厚い配置等を評価する加算

- 支援の質の向上と効率化を図るために特定事業所加算を拡充。
 - ・ より充実した支援体制を要件とした区分を創設。
 - ・ 事業者が段階的な体制整備を図れるよう、現行の要件を緩和した区分を一定期間（3カ年）に限り設ける。

【加算Ⅰ・Ⅱ】
400・500単位/月



- 常勤かつ専従の相談支援専門員 4名以上
- 1名は主任相談支援専門員（加算Ⅰ）
- 1名は現任研修修了者（加算Ⅱ）
- 24時間連絡体制の確保 等

【加算Ⅲ】
300単位/月



- 常勤かつ専従の相談支援専門員 3名以上
- 1名は現任研修修了者
- 24時間連絡体制の確保 等

【加算Ⅳ】
150単位/月



- 常勤かつ専従の相談支援専門員 2名以上
- 1名は現任研修修了者
- 24時間連絡体制は不要 等



④ 高い質と専門性を評価する加算の創設

- 質の高い支援を実施した場合に、支援の専門性と業務負担を評価。

- 初回加算（計画相談支援に今回創設） 300単位/月
- 退院・退所加算 200単位/回
 - ・ 退院・退所後の地域生活への移行に向けた医療機関等との連携を評価
- 居宅介護支援事業所等連携加算（計画相談支援のみ） 100単位/月
 - ・ 利用者が介護保険サービスの利用へ移行する場合に、居宅介護支援事業所等に対し、居宅サービス計画等の作成に協力

- 専門性の高い支援を実施できる体制を整備し、公表している場合に評価。

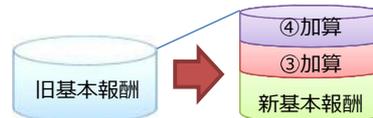
- 行動障害支援体制加算 35単位/月
 - ・ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を配置
- 要医療児者支援体制加算 35単位/月
 - ・ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を配置
- 精神障害者支援体制加算 35単位/月
 - ・ 地域生活支援事業による精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等を修了した相談支援専門員を配置

⑤ 計画相談支援の基本報酬の見直し

- ①～④の見直しを踏まえ、一定程度適正化

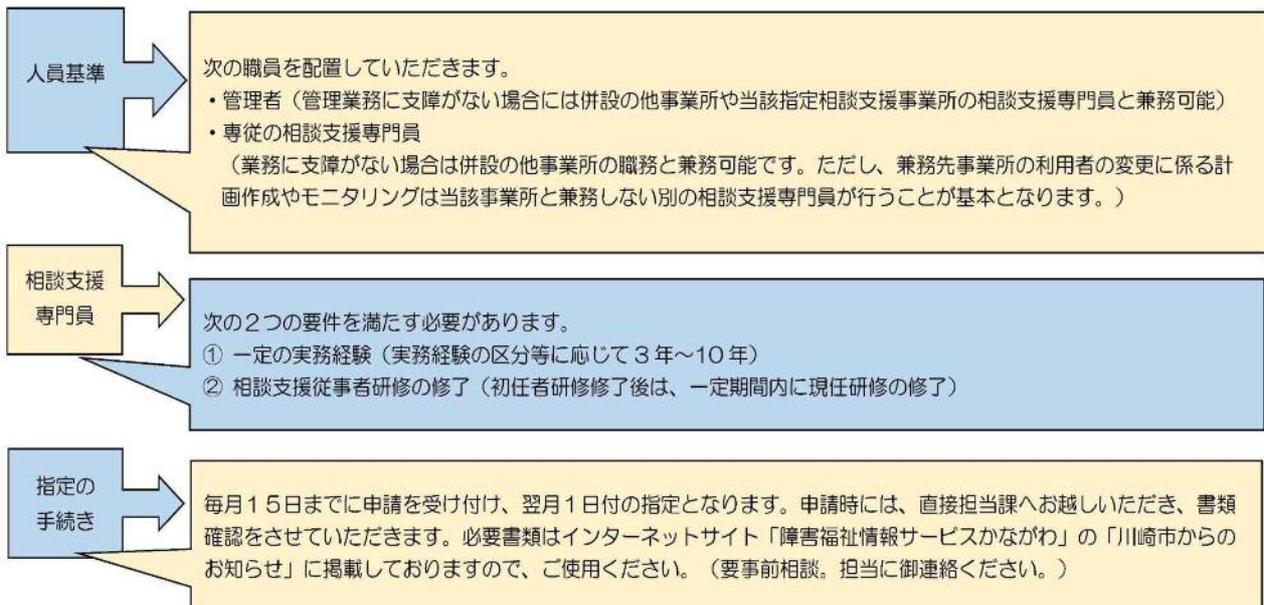
- ※ 障害児相談支援は見直しを行わない
- ※ 新単価の適用には経過措置を実施

・ サービス利用支援費	1,611単位/月	➡	1,458単位/月
・ 継続サービス利用支援費	1,310単位/月		1,207単位/月



9

【指定手続き関係】



【お問い合わせ先】

- 相談支援専門員の研修に関すること

川崎市健康福祉局障害計画課地域支援・療育係 TEL：044-200-0871

- 相談支援事業所の指定に関すること

川崎市健康福祉局障害計画課事業者指定担当 TEL：044-200-2927